



江別市子ども・子育て支援事業計画

えべつ・安心子育てプラン

平成27(2015)年度～平成31(2019)年度

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	1
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子どもたちを取り巻く現況	4
1. 人口・世帯等	4
2. 江別市の子育て環境の現況	8
3. 計画策定に向けた課題	17
第3章 子ども・子育てビジョン	21
1. 基本理念	21
2. 基本目標（計画推進の視点）	22
3. 施策の体系	24
第4章 総合的な施策の展開	25
基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり	25
基本目標2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり	29
基本目標3 「子育てを地域で応援する」まちづくり	33
第5章 量の見込みと提供体制	38
1. 教育・保育の提供区域	38
2. 将来の子ども人口	39
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	43
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	45
第6章 計画の推進体制	52
1. 計画の推進及び推進状況の把握	52
2. 関係機関等との連携の強化	52
3. 計画に基づく措置の実施状況の公表	52
資料 住民意識調査ほか	53
1. 子育てに関する住民意識	53
2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	67
3. 江別市子ども・子育て会議	70
4. 用語説明	74

はじめに

近年の人口減少や少子高齢化による家族形態の変化、そして就労の多様化に伴う地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し、これらのことから、子育てに不安や負担感を感じる家庭は少なくありません。

当市では、平成17年度から次世代育成支援対策推進法に基づき「江別市次世代育成支援行動計画」を策定し、「みんなで協力、安心子育てのまち・えべつ」を基本理念として、市が展開する様々な施策の充実を図ることで、子育て環境の整備を進めてまいりました。

しかし、依然として、核家族化の進行や、少子化傾向に歯止めがかからず、子どもと子育てをめぐる新しい支えあいの仕組みを構築することが求められています。

これらのことから、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育てに係る新しい仕組みである「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の充実を目指すものであり、待機児童解消のために計画的に保育施設の整備を進め、地域の幼児教育・保育などに係るサービス量の拡大と質の改善を図るものです。

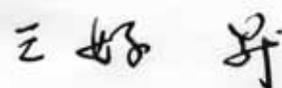
このたび、これらを計画的に推進するため、えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉の子育て分野における個別計画として、平成27年から5か年を計画期間とする「えべつ・安心子育てプラン（江別市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

この「えべつ・安心子育てプラン（江別市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、基本理念である「みんなで協力、子育て応援のまち えべつ」の実現に向けて各施策をさらに推進し、子育て世代の定住促進につなげてまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、ニーズ調査やパブリックコメント、江別市子ども・子育て会議などにご協力いただいた多くの市民の皆様、並びに関係者の皆様に、心からの感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

江別市長



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、地域での人間関係の希薄化、経済の低迷などにより大きく変化してきました。

国においてはこれまで、エンゼルプラン（平成6年）をはじめとした少子化対策を推進してきましたが、出生率は低下し続けており、1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成25年時点で1.43と依然低い数値で推移しています。

少子化の流れを変えるため、平成15年7月に制定された、次世代育成支援対策推進法に基づき、江別市では、平成17年3月に「みんなで協力、安心子育てのまち・えべつ」を基本理念とする「江別市次世代育成支援行動計画 子育て支援・えべつ21プラン」を策定しました。この計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間において、次代を担う子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現をめざし、5つの基本目標のもと、市が展開する様々な施策の充実を図ることで、子育て環境を整備していくものです。

そのような中、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立、公布され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度が始まることとなりました。

「江別市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援新制度に基づく、事業計画であることはもとより、えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉の個別計画であり、さらには、次世代育成支援行動計画を検証、評価したうえでの、後継の計画であることを踏まえて、江別市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

「江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

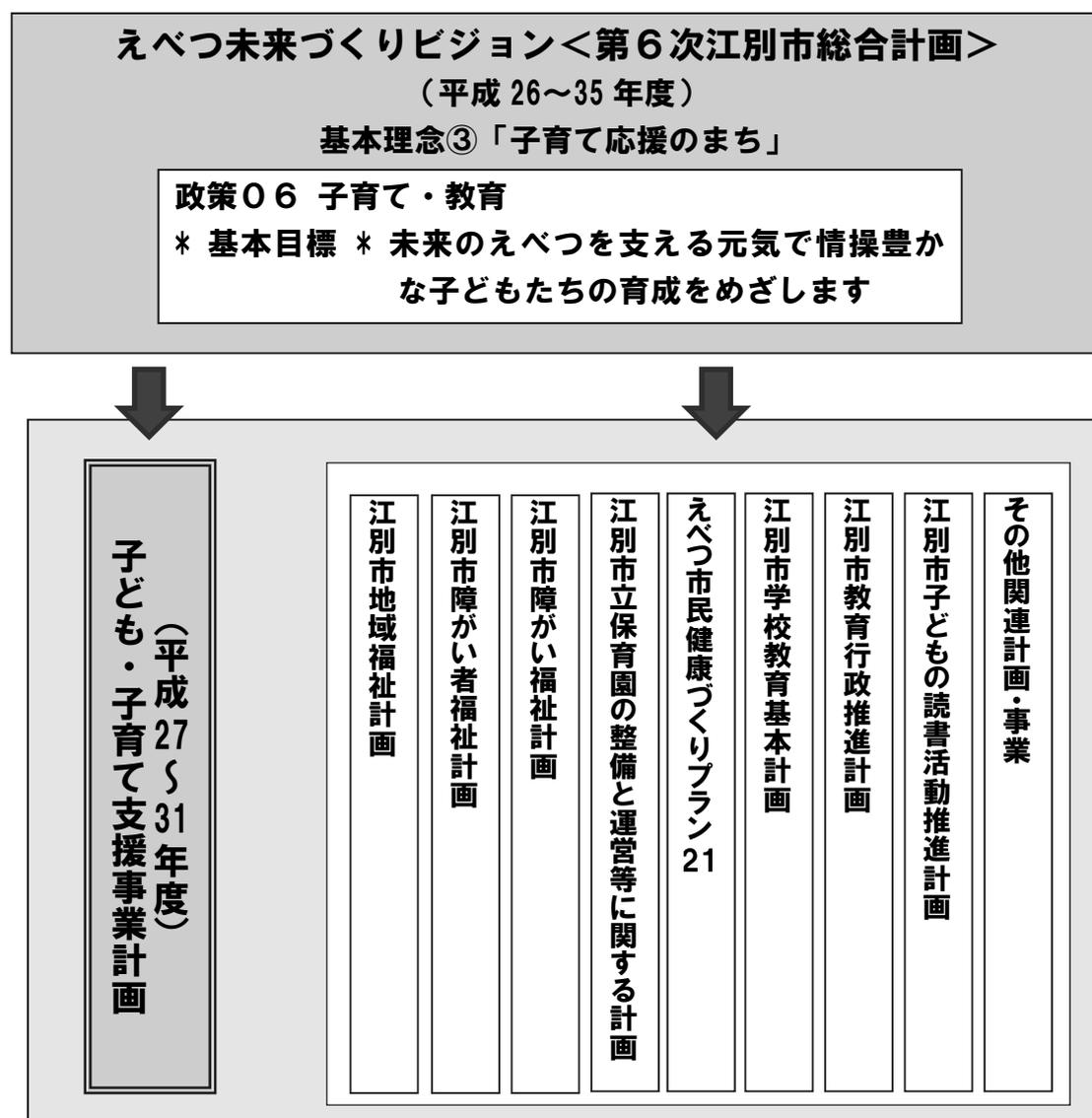
具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえて策定します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画としての性格も併せ持つ計画として策定します。

(2) 江別市計画体系等における位置づけ

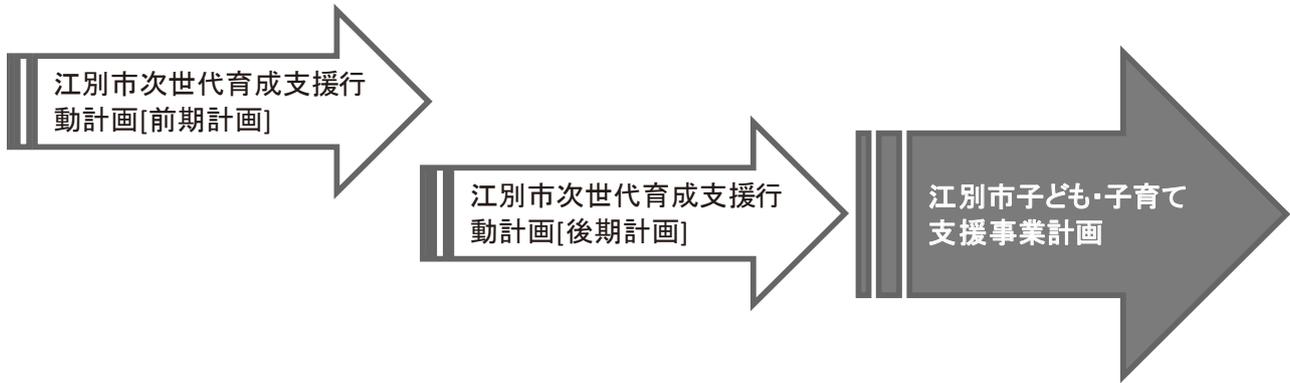
江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」において、4つある基本理念のひとつに「子育て応援のまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための福祉分野における個別計画として位置づけられるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3. 計画の期間

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

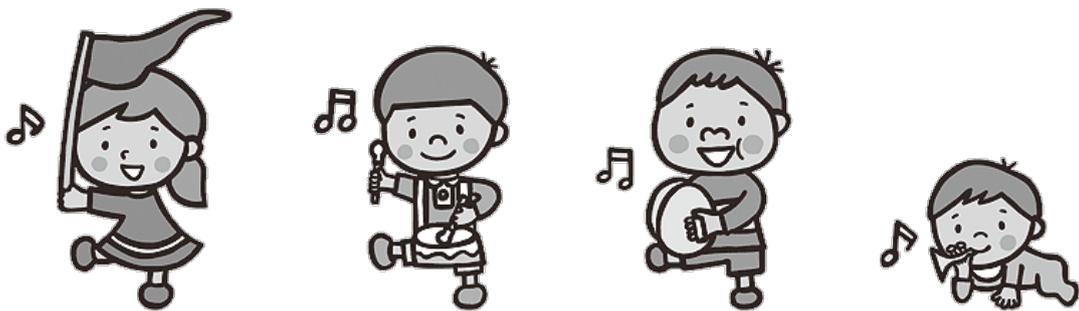


平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

また、この計画において、子どもは概ね 18 歳までとします。



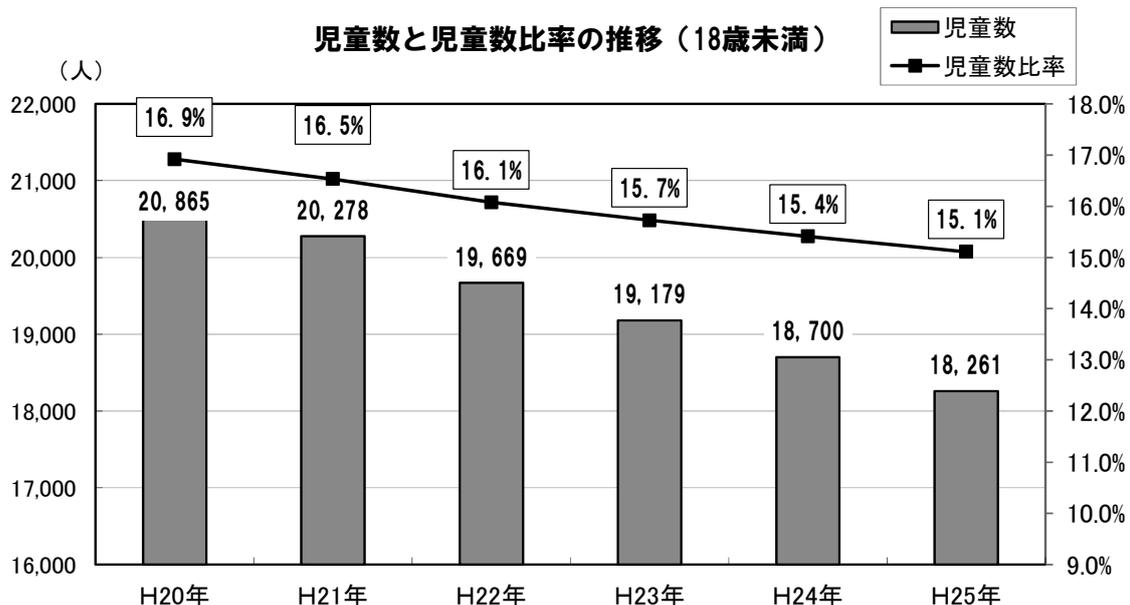
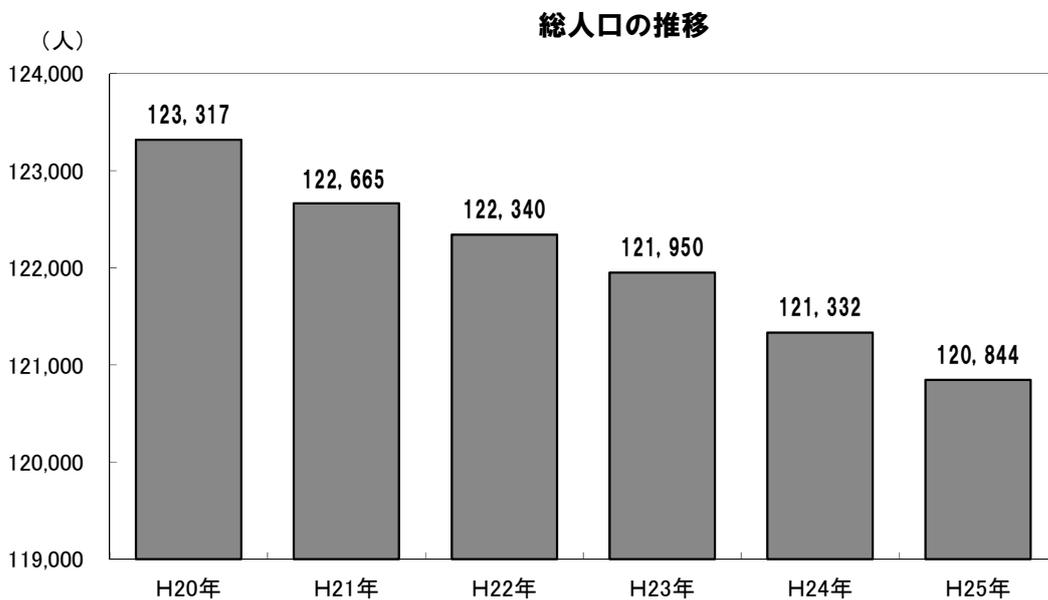
第2章 子どもたちを取り巻く現況

1. 人口・世帯等

(1) 総人口と児童人口

江別市の総人口は年々微減傾向にあります。また、児童人口（18歳未満）においても平成20年の20,865人から平成25年には18,261人と5年間で2,604人減少しています。

総人口に占める児童の人口比率では、平成20年の16.9%から平成25年には15.1%へと1.8ポイント減少しています。



※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）
※児童数比率は対総人口

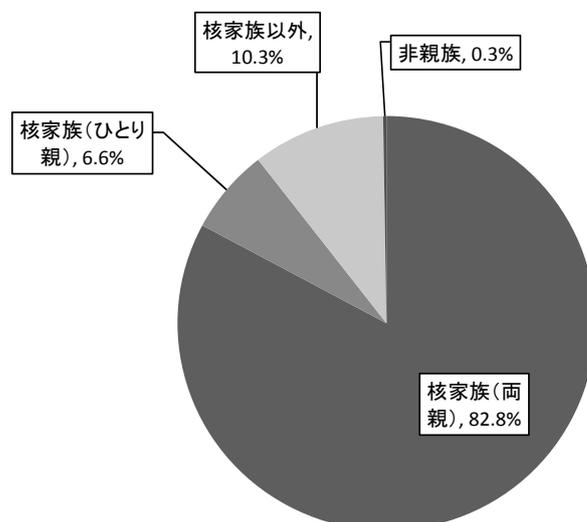
	現 況					
	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総数	20,865	20,278	19,669	19,179	18,700	18,261
0歳	733	695	703	708	673	701
1歳	850	787	750	739	750	725
2歳	822	869	804	778	781	791
3歳	898	839	894	817	801	810
4歳	985	913	864	923	843	832
5歳	1,006	1,002	918	885	944	855
6歳	1,063	1,034	1,020	950	897	986
7歳	1,073	1,062	1,041	1,028	963	911
8歳	1,130	1,087	1,069	1,053	1,042	970
9歳	1,157	1,142	1,104	1,077	1,061	1,055
10歳	1,276	1,157	1,158	1,125	1,082	1,079
11歳	1,261	1,288	1,158	1,158	1,135	1,085
12歳	1,296	1,272	1,309	1,163	1,166	1,150
13歳	1,434	1,301	1,272	1,311	1,165	1,176
14歳	1,382	1,441	1,302	1,280	1,308	1,171
15歳	1,432	1,389	1,449	1,322	1,276	1,322
16歳	1,530	1,466	1,395	1,472	1,348	1,293
17歳	1,537	1,534	1,459	1,390	1,465	1,349
就学前	5,294	5,105	4,933	4,850	4,792	4,714
小学生	6,960	6,770	6,550	6,391	6,180	6,086
低学年	3,266	3,183	3,130	3,031	2,902	2,867
高学年	3,694	3,587	3,420	3,360	3,278	3,219
中学生	4,112	4,014	3,883	3,754	3,639	3,497
高校生	4,499	4,389	4,303	4,184	4,089	3,964
子どもの数の 対人口比	16.9%	16.5%	16.1%	15.7%	15.4%	15.1%

※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

（2）世帯構造

江別市の一般世帯51,106世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は3,808世帯であり、そのうち82.8%が核家族世帯（両親）、6.6%が核家族世帯（ひとり親）として暮らしています。

6歳未満世帯員のいる一般世帯（H22）



※平成22年国勢調査

(3) 合計特殊出生率の推移

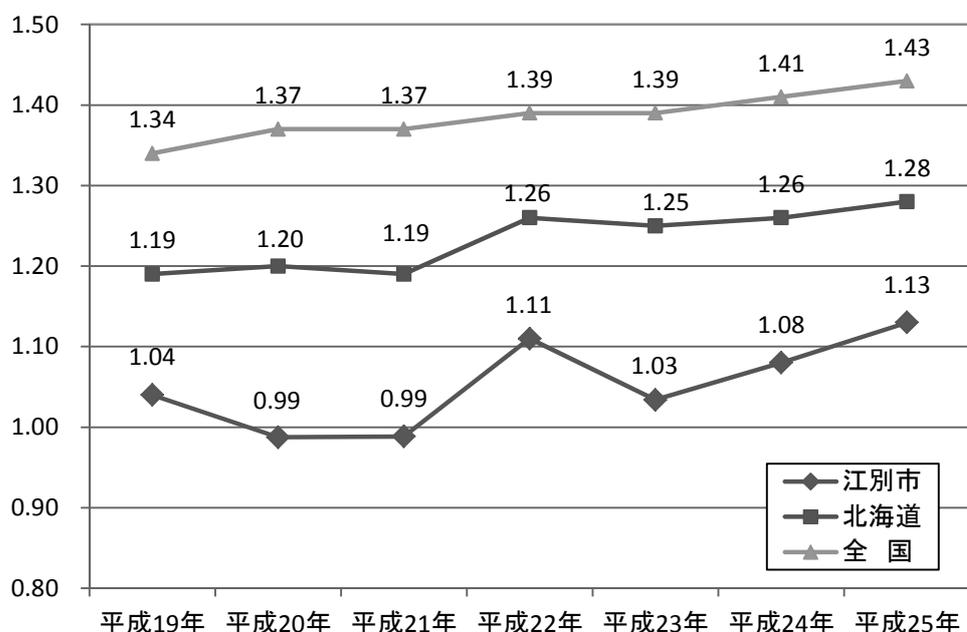
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当します。

江別市の合計特殊出生率^{※1}は、全国や北海道^{※2}と比べると一貫して低いものの、増減を繰り返しながら平成25年には過去7年間で最も高い1.13となっています。

また、人口置換水準^{※3}である2.07人からも大幅に低くなっています。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
江別市	1.04	0.99	0.99	1.11	1.03	1.08	1.13
北海道	1.19	1.20	1.19	1.26	1.25	1.26	1.28
全国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

合計特殊出生率の推移



※1：江別市の値は、年齢5歳階級における出生率5倍の合計。『人口動態調査』（厚生労働省：各年1月1日～12月31日）による出生数と『住民基本台帳人口』（総務省：各年3月31日現在）を使用して算出

※2：全国値は母の年齢15～49歳の各歳における出生率の合計、道の値は年齢5歳階級における出生率5倍の合計。国勢調査年次は国勢調査確定数の日本人人口、他の年次は10月1日現在推計人口（5歳階級）の総人口より算出（厚生労働省『人口動態調査』より）

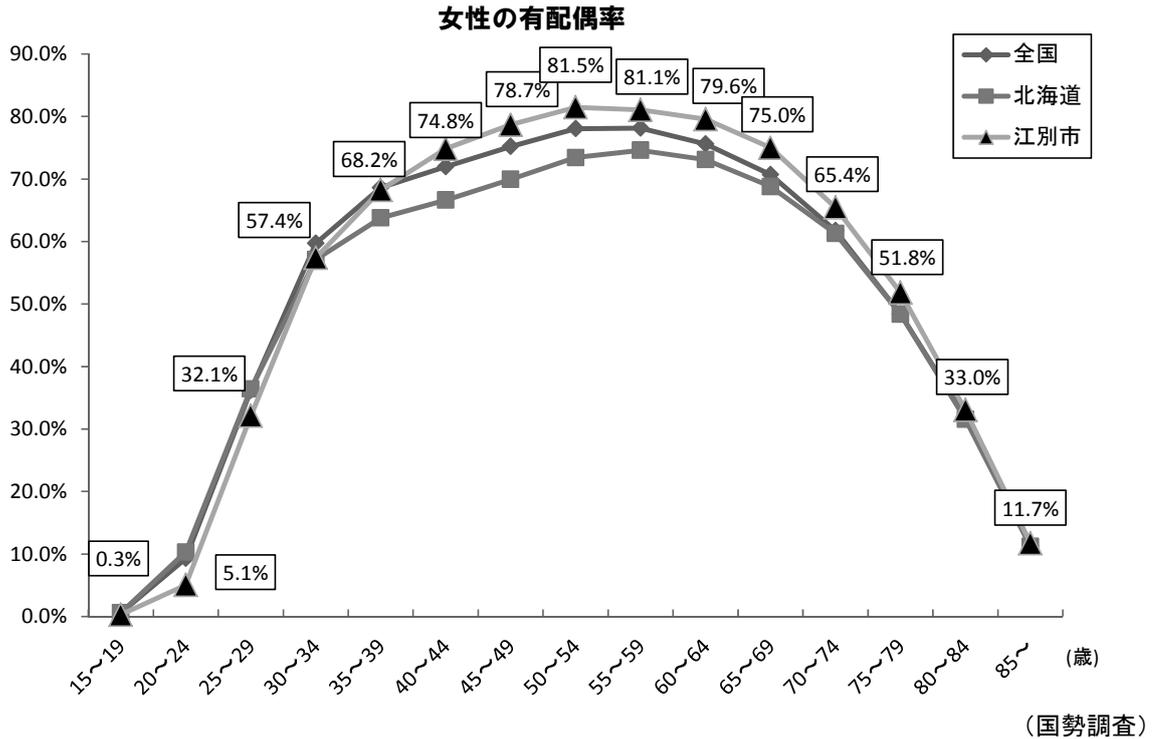
※3「人口置換水準」：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。平成23年の日本の人口置換水準は、2.07人。（国立社会保障・人口問題研究所2012年版『人口統計資料集』より）

(4) 女性の有配偶率

平成 22 年の女性の有配偶率（配偶者のいる女性の比率）についてみると、江別市は概ね 20 歳代までは、全国や北海道水準に比べて低い値を示していますが、30 歳代は全国値とほぼ等しく、40 歳以上は全国や北海道水準を上回っています。

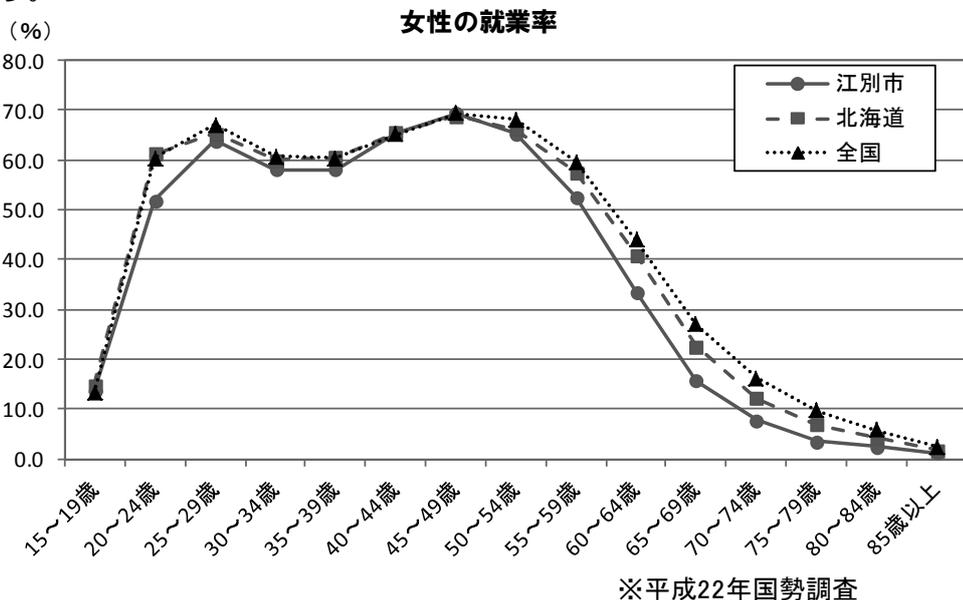
我が国では、社会的に結婚が出産の大きな前提条件となっており、女性の有配偶率が高いことは、少子化抑制に向けては大きな要因となり得ます。

そのため、20～30 歳代の若い世代の有配偶率の向上に向けた取り組みが少子化対策で重要となってきます。



(5) 女性の就業状況

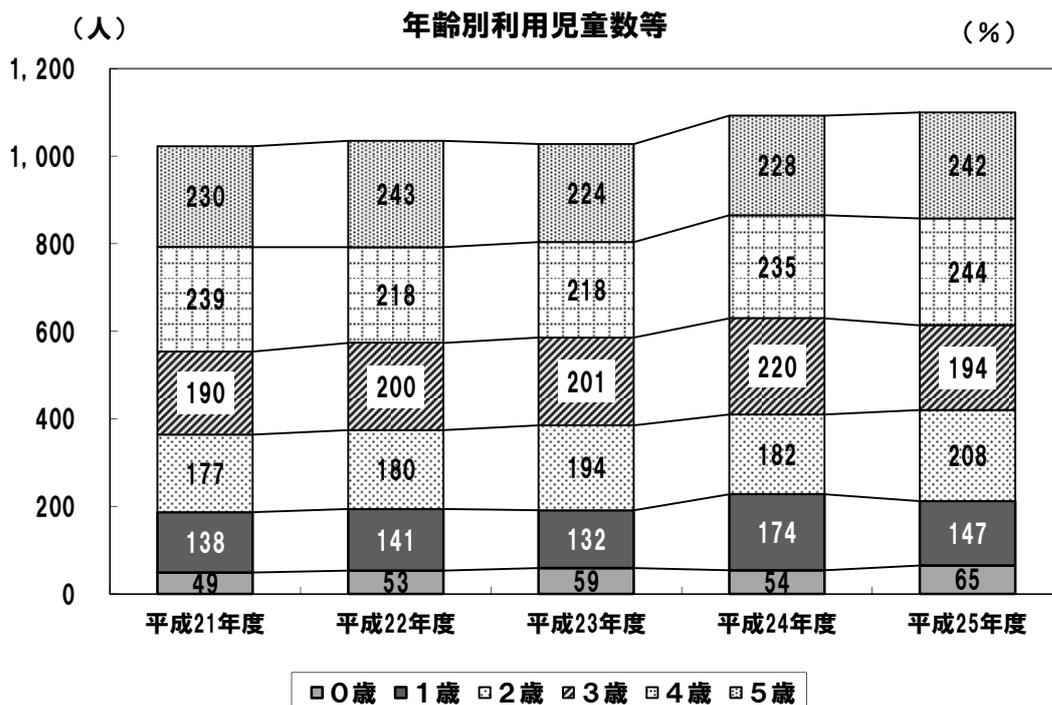
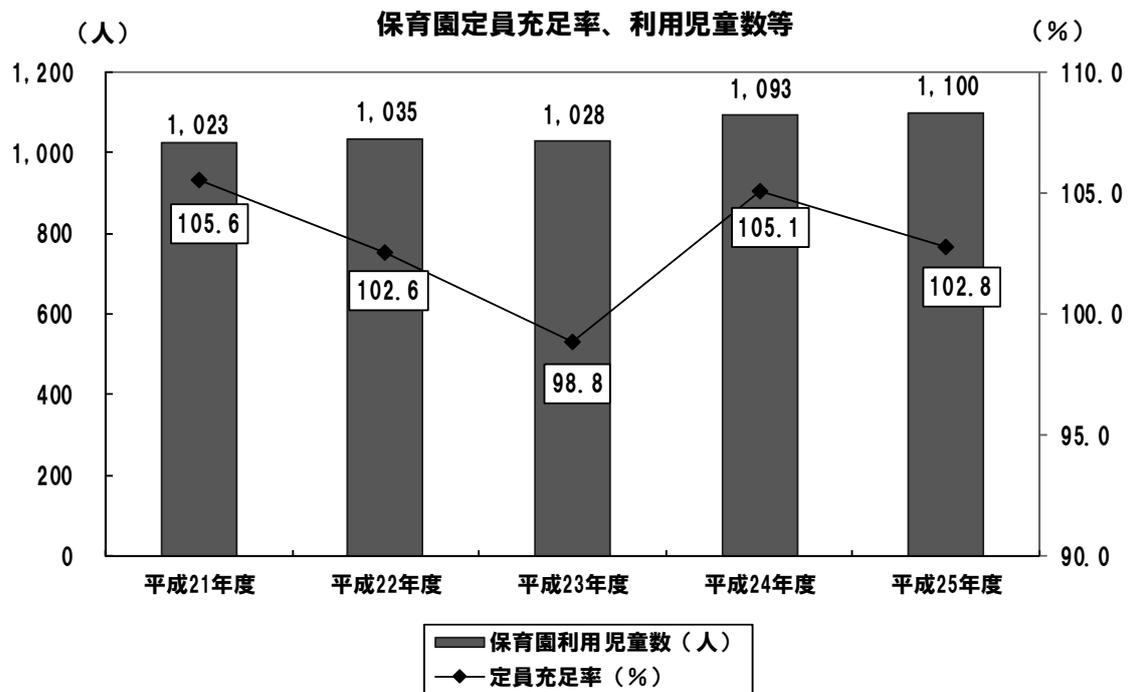
女性の就業率を年齢別にみると、全国や北海道と比較して、江別市では 20～24 歳と 55 歳以降低い M 字カーブとなっており、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。



2. 江別市の子育て環境の現況

(1) 保育園の状況

市内には6つの市立保育園と7つの私立保育園があります。利用児童数は、全体的に見ると年々増加し、平成25年4月1日現在の利用児童数は1,100人で、定員に対する充足率は102.8%です。



		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育園数(か所)	公立	7	7	7	6	6
	民間	4	5	6	7	7
	計	11	12	13	13	13
保育園定員数(人)	公立	555	555	555	465	465
	民間	440	454	485	575	605
	計	969	1,009	1,040	1,040	1,070
利用児童数(人)	公立	533	527	526	438	420
	民間	490	508	502	655	680
	計	1,023	1,035	1,028	1,093	1,100
定員充足率(%)	公立	96.0	95.0	94.8	94.2	90.3
	民間	111.4	111.9	103.5	113.9	112.4
	計	105.6	102.6	98.8	105.1	102.8
待機児童数		0	0	0	0	0

※各年4月1日時点

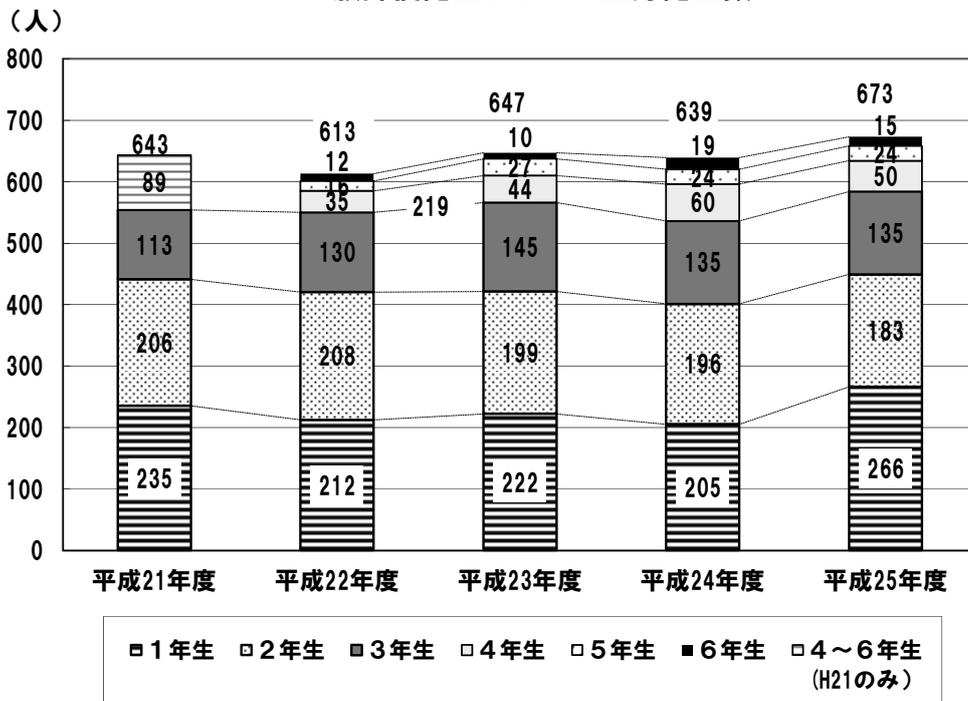


(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、小学生のうち保護者が労働等の理由により、昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的として運営されており、平成25年度現在で、市内に19か所あります。

平成25年5月1日現在での登録児童は1年生～6年生673人となっています。

放課後児童クラブの登録児童数



区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数(か所)		18	18	20	20	19
定員数(人)		592	607	667	671	691
登録児童数	計	643	613	647	639	673
	1年生	235	212	222	205	266
	うち障がい児 (1～3年生)	10	4	1	1	1
	2年生	206	208	199	196	183
	うち障がい児		3	4	2	1
	3年生	113	130	145	135	135
	うち障がい児		5	3	4	1
	4年生		35	44	60	50
	うち障がい児		3	5	2	3
	5年生	89 (うち障がい児7)	16	27	24	24
うち障がい児		1	3	4	2	
6年生		12	10	19	15	
うち障がい児		2	1	3	4	

※各年5月1日時点

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成25年4月時点で、市内に6か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

名 称	H21	H22	H23	H24	H25
すくすく	8,721	9,243	8,141	7,075	7,243
もりのこ	6,003	6,826	6,666	5,667	5,946
ゆうあい	4,584	5,228	5,338	4,912	4,775
わかば	-	-	3,296	3,486	4,584
ぐんぐん	-	-	2,519	2,578	2,696
どんぐり	-	-	-	-	3,053
子育てひろば	-	-	-	-	32,688
合計	19,308	21,297	25,960	23,718	60,985

※子育てひろばは平成25年12月にオープンしています。 ※各年利用者数(人)

(4) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化等に伴い保育園において通常の保育時間を超えて保育を必要とする子どものため、18時15分以降も保育を行う事業です。

平成25年度は13か所の保育園で実施されており、延べ利用者数は19,441人でした。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	16,248	17,499	15,889	16,423	19,441
登録児童数(人)	491	587	600	634	634
実施箇所数(か所)	11	12	13	13	13

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の平均週3日程度の就労や、傷病などの理由により、家庭で子どもを保育できない場合、緊急・一時的に保育園で児童の一時預かりを実施しています。

平成25年度は6箇所で開催しており、延べ利用者数は8,272人でした。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	6,402	6,338	7,948	7,909	8,272
登録児童数(人)	184	174	251	288	276
定員数(人)	40	40	50	50	60
実施箇所数(か所)	4	4	5	5	6

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気の治療中又は回復期にある児童が通園・通学が困難な場合に、仕事などで児童の保育ができない保護者に代わって、一時的に児童を病院において保育する事業です。

平成25年度の実施箇所は1箇所、延べ利用者数は1,179人でした。

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	1,208	1,016	1,179
登録児童数(人)	437	304	344
定員数(人)	15	15	15
実施箇所数(か所)	1	1	1

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、子どもを養育している保護者が、社会的理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤及び学校などの公的行事への参加)により、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設(北広島市の天使の園、岩見沢市の光が丘学園)に預けることができる事業です。

平成25年度の延べ利用者数は26人でした。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	0	17	62	28	26
定員数(人)	-	-	-	-	-
実施箇所数(か所)	1	2	2	2	2

(8) 休日保育事業

休日保育事業は、日曜、祝日など保育園の閉所日に、仕事で保護者が保育できない場合、誠染保育園で休日保育を利用することができます。

平成25年度の延べ利用者数は333人でした。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数(人)	195	304	426	373	333
定員数(人)	10	10	10	10	10
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

(9) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育ての手助けをしたい人(協力会員)の双方が会員登録をし、育児の相互援助を行うための組織で、会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。

平成25年度の活動件数は2,457件でした。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
協力会員数 (人)	87	111	119	129	132
依頼会員数 (人)	145	211	256	303	352
両方会員数 (人)	-	14	13	19	21
活動件数 (件)	1,463	1,446	1,871	3,083	2,457

(10) 緊急サポートネットワーク事業

緊急サポートネットワーク事業は、臨時的・突発的なニーズに対して、あらかじめ会員登録している地域の人たちが、宿泊を含めて子どもを預かる事業です。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
協力会員数 (人)	49	48	48	51	48
依頼会員数 (人)	40	66	80	85	109
両方会員数 (人)	0	0	0	0	0
活動件数 (件)	6	39	18	2	11

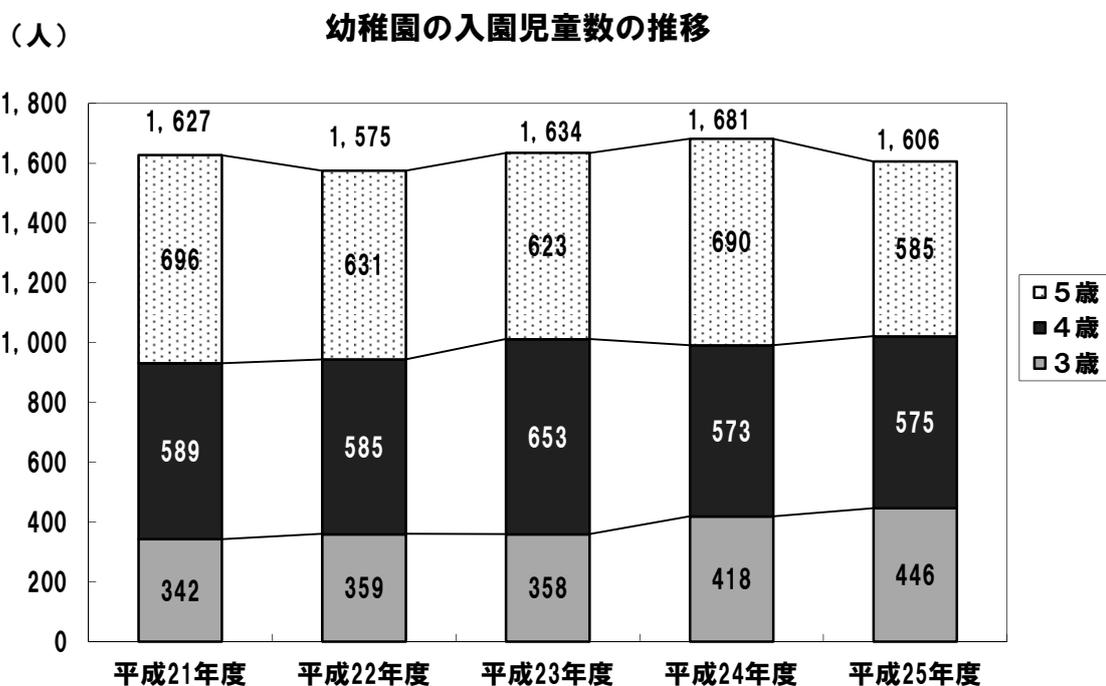


(11) 幼稚園の状況

市内には、私立幼稚園が13園あり、平成25年度の在園者数は、1,606人でした。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数		13	13	13	13	13
学級数		71	72	69	71	70
認可定員数		2,120	2,120	2,120	2,090	2,090
在園者数 (人)	3歳	342	359	358	418	446
	4歳	589	585	653	573	575
	5歳	696	631	623	690	585
	計	1,627	1,575	1,634	1,681	1,606

※各年5月1日時点



(12) 児童センター

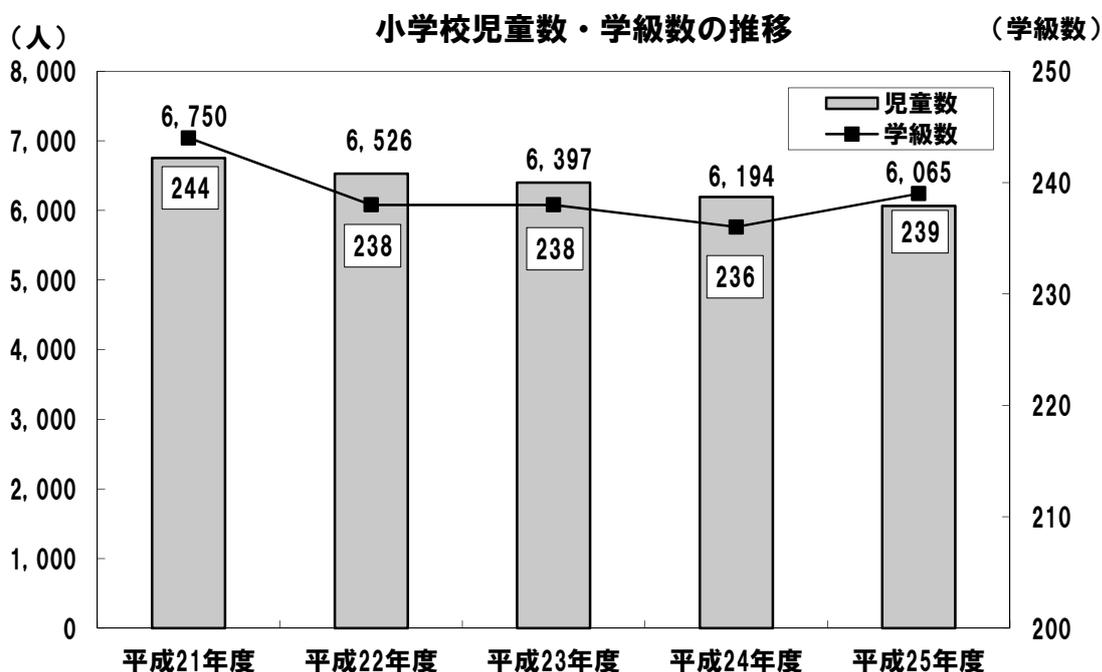
児童センターは、児童生徒が自由に来館し、スポーツや読書などの活動を通じて仲間同士の協力、自主性、可能性を引き出し、児童の健全育成を目的とする施設です。

平成25年度は、7箇所ですべて1日平均149.3人が利用しています。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1日平均利用者数(人)	197.8	169.6	160.8	146.2	149.3
施設数(か所)	7	7	7	7	7

(13) 小学校

市内の19の小学校の児童数は減少傾向にあり、平成25年度は6,065人で、平成21年度に比べ685人(10.1%)減少しています。



		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数		19	19	19	19	19
学級数		244	238	238	236	239
特別支援学級		18	21	23	25	29
児童数 (人)	1年	1,036	1,016	953	900	991
	2年	1,055	1,036	1,034	963	905
	3年	1,091	1,066	1,055	1,049	965
	4年	1,138	1,108	1,073	1,062	1,051
	5年	1,152	1,149	1,127	1,084	1,072
	6年	1,278	1,151	1,155	1,136	1,081
	計	6,750	6,526	6,397	6,194	6,065

※各年5月1日時点
資料：学校基本調査

児童数を小学校別にみると、平成21年からの4年間で、児童数が増加しているのは大麻小学校と大麻東小学校、中央小学校の3校のみで、その他の小学校はすべて減少しています。特に北光小学校では、児童数が半減しています。

小学校別児童数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	h21～h25 増加率
江別小学校	218	230	215	199	173	-20.6%
江別第二小学校	580	541	542	532	544	-6.2%
江別第三小学校	300	293	306	296	299	-0.3%
豊幌小学校	171	160	151	138	132	-22.8%
江別太小学校	602	565	534	505	493	-18.1%
大麻小学校	290	301	307	322	320	10.3%
対雁小学校	706	712	696	680	681	-3.5%
野幌小学校	92	81	78	68	54	-41.3%
角山小学校	15	13	13	13	10	-33.3%
東野幌小学校	490	429	395	379	366	-25.3%
大麻東小学校	346	335	362	387	379	9.5%
大麻西小学校	413	400	384	384	373	-9.7%
中央小学校	445	445	461	452	461	3.6%
大麻泉小学校	233	227	235	232	228	-2.1%
野幌若葉小学校	416	404	411	391	370	-11.1%
北光小学校	46	41	34	28	21	-54.3%
文京台小学校	145	149	139	130	135	-6.9%
いずみ野小学校	317	280	232	203	193	-39.1%
上江別小学校	925	920	902	855	833	-9.9%

※各年5月1日時点
資料：学校基本調査



3. 計画策定に向けた課題

【課題1】保育園の整備による年度途中の待機児童の解消

- ・年度途中で特に0歳児に保育園に空きがなく利用できない状況がみられ、就労を妨げる原因にもなっています。そのため、保育の提供体制の確保を図るとともに、利用者のニーズをくみ取り適切な事業につなげる仕組みが必要となります。

課題の解決に向けて

- ・たとえば…平成26年度から待機児童解消対策事業により、待機児童の特に多い0～2歳を対象とした、小規模保育事業を計画的に整備し、定員数の増加を進めていきます。また、認可外保育施設の地域型保育事業への認可を進め待機児童の減少を図ります。

【課題2】教育・保育ニーズへの対応

- ・現在の教育・保育事業の利用者では、土曜日、日曜日・祝日の利用希望もある程度（住民意識調査からの利用希望 土曜日：41.1%、日曜日・祝日：24.9%）みられます。就労のため利用したいという理由が多く、就労形態の多様化、女性の社会参加の増大などにより、ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ることが必要です。
- ・リフレッシュのためや用事を済ませるためといった就労以外の理由も多く、子育て家庭の保護者の育児疲れの解消が必要です。

課題の解決に向けて

- ・たとえば…延長保育・休日保育などの実施により、多様な保育ニーズに応えるとともに、母親のリフレッシュ等を目的とした託児サービスを子育て広場に隣接して実施します。

【課題3】その他の保育サービス等への検討

- ・住民意識調査からは、教育・保育サービス利用者のうち就学前の子どもの病児・病後児保育施設の利用希望は4割以上あり、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の利用意向は高く、利用しやすい環境を整えることが重要です。

課題の解決に向けて

- ・たとえば…保育園での一時預かりに加え、幼稚園での預かり保育（一時預かり）も実施し、一時預かりへの利用への対応を図っていきます。

【課題4】地域における切れ目ない相談・調整・支援の強化

- ・安心して子育てができる環境形成の重要な項目として、子育て情報の提供体制を整備するこ

とが必要とされます。住民意識調査からは、子ども向けイベントや遊び場情報、医療機関情報などを望む声が多く、子育てサイトの充実や子育て情報誌の配布など、多様な手段による情報提供が必要とされています。

- 住民意識調査からは、相談相手のいない方もわずかながらみられるため、相談・支援事業は、利用者の立場に立ち、子育てで不安を解消できるように、あらゆる機会や場所で気軽に相談ができる体制を充実させることが重要です。

課題の解決に向けて

- たとえば…あそびの広場事業を市内全域で実施し、子育て中の母親が身近に交流できるようにします。また、子育てに係る相談や支援を行うための利用者支援を強化し、子育て中の母親が安心して子育てサービスを受けられる環境を整えます。
また、子育て情報誌であるホップステップえべつの掲載内容を工夫するとともに市の子育て支援サイトや広報を通じた各種情報提供にも努めます。

【課題5】ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

- 江別市の女性の就業状況をみると、就業率は全体的に低く、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。しかし、住民意識調査からは、未就労の母親のうち、7割以上が今後就労したいと答えており、働きたい女性のための就業支援の充実を図ることが重要です。
- 子育てをしながら働き続けるためにも、就労条件や職場環境の改善とともに、女性の社会参加に伴う保育環境の整備が重要となります。一人ひとりの仕事と生活の調和・両立（ワーク・ライフ・バランス）を応援し、父親も母親も、共に子どもとふれ合える十分な時間が確保できるような就業環境の整備を支援していくことが重要です。

課題の解決に向けて

- たとえば…就労に興味を持つ母親のために、子育てひろば内に求人情報を掲示するとともに、ブランクのある母親の就職に必要なスキル習得を支援するなど女性の就労を支援します。

【課題6】子どもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

- 保護者の放課後児童クラブの利用意向は、低学年では4割以上、高学年では2割強であり、今後開設の場所や預かり時間等の充実について、検討が必要です。
- 小学生の放課後の居場所として、最も多いのは自宅、次いで習い事となっています。子どもが自由に遊べる児童館をはじめとする社会基盤の整備、さらには地域や異世代との交流や社会教育に関しての取り組みについてさらに充実を図っていく必要があります。

課題の解決に向けて

- たとえば…各放課後児童クラブの利用動向を見極めながら、必要に応じ計画的に放課後児童

クラブの体制を整えます。

【課題7】配慮が必要な家庭への支援

- 日ごろ、子どもを預かってもらえる親族、友人・知人がいない人は、1割程度みられ、預かってもらうことができる人も、4割以上が子どもを預かってもらうことを心苦しく感じている状況がみられます。
- 子育てに非常に不安や負担を感じる理由として、ひとり親家庭や子どもの障がい、経済的問題、周囲からの子育て支援がないなどの記述があり、このような家庭に対して継続した相談体制を整備するとともに、総合的な支援を地域や関係機関との連携を図りながら展開していく必要があります。

課題の解決に向けて

- たとえば…母親のリフレッシュなどのために短時間の保育（託児）サービスを実施します。また、配慮が必要な児童の支援のための調整機能を強化し、より各種関係機関との連携を図ります。

【課題8】地域の子育て環境の整備

- 住民意識調査からは、子どもの遊び場については、雨の日に遊べる場所や安全な遊び場が望まれています。
- 子育てしやすいまちになるために、公共施設など安心して暮らせる環境の整備や交通事故対策への要望が高くなっています。このため、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの視点で、道路や住宅の整備、身近な遊び場の充実とともに、交通事故対策や防犯対策に重点を置き、地域全体で子どもたちを見守る体制が必要です。
- 東日本大震災の影響により防災面を不安視する意見が多いため、災害時における子どもの安全対策も検討していく必要があります。

課題の解決に向けて

- たとえば…全天候型の遊具を備えた子育てひろばを通年開設します。また、公共施設などのバリアフリー化を進め、妊産婦や乳幼児を連れた親、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しいまちづくりをめざします。また、災害に備えて、子育て家庭のために乳幼児などに配慮した防災用品の備蓄を行います。

【課題9】子育てに関する経済的不安

- 住民意識調査からは、子どもの発育や成長に伴い、乳幼児の医療費や教育に係る経済的な負担が大きいと感じる保護者が4割程度おり、子育てに係る経済的負担全般についての不安が示されています。

課題の解決に向けて

- 乳幼児医療費の助成等制度は、地域差のない制度であることが望ましいことから、今後もこれまで同様、国や道に乳幼児医療に係る助成制度の拡充を求めています。
また、保育料については、保育料軽減など、経済的不安の解消に努めます。



第3章 子ども・子育てビジョン

1. 基本理念

みんなで協力、 子育て応援のまち・えべつ

子ども・子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で可能な限り支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することにより、子どもとその親がいきいきと生活し、子育てが楽しいと感じられるまち・江別市を目指します。

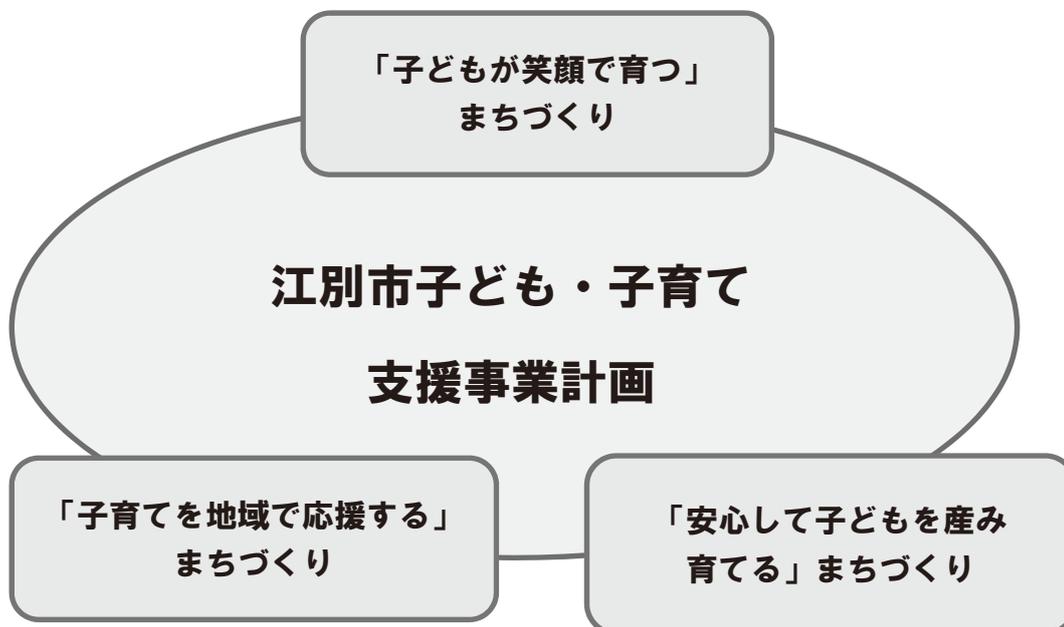
えべつ未来づくりビジョンにおける基本理念の4つの柱のひとつに、江別市の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子育て支援などの充実を図り、子どもを産み育てる魅力あふれるまちとして「子育て応援のまち」をあげており、本計画の基本理念においても、その趣旨をふまえ、計画の基本理念を「みんなで協力 子育て応援のまち・えべつ」とします。

また、えべつ未来づくりビジョンでは、当市の持つ特性や優位性を最大限生かした戦略的な取組を展開して、これからの江別市の元気を支えていく子育て世代を中心とした生産年齢人口の転入を促進するなどし、現在の人口規模を維持することを目指していることから、計画開始年次から目標年次である平成31年度までの子どもの人口規模についても現状維持することを目標とした上で、3つの基本目標を定め、計画を推進することとします。

子どもは「江別に生まれ育ってよかった」、親は「江別で子育てして安心」と思えるまちを実現するため、家庭はもとより、地域、企業、行政など、社会全体が協力・応援することで、江別市で子どもを産み育てることが喜びとなるまちを目指します。

2. 基本目標（計画推進の視点）

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を展開します。



基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり【子ども自身の育ちを支援】

子どもは自ら“育つ力”を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利、そのような環境を与えられる権利を持っています。子どもたち自身の成長能力を信頼し、主体的な「子育て」を応援する、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

子どもが、いつも笑顔で暮らし、調和のとれた人格として成長するように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めます。また、子どもの持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と次代を担う思春期の子どもたちの健全な発達など、子どもが安心して生活できるまちを目指します。

基本目標2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり【子育て家庭への支援】

すべての人が地域で安心して子どもを産み育てることや、子育ての喜びを実感できる社会の実現のためには、男性も女性も子育てに十分時間を充てられる働き方を実現するなど、子育て家庭の不安や負担感を解消していく必要があります。安心して子育てできるよう、子育て支援サービスとともに、妊娠、出産から、子どもの病気への対応まで、医療や相談機能の充実を図り、いざというときに安心できる体制を整備します。

また、子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化しているなかで、ひとり親家庭や虐待を受けた子ども、障がいのある子どもなど、配慮が必要な家庭や子どものニーズに応じ、「気づき」の段階から適切な支援を進めていきます。

基本目標3 「子育てを地域で応援する」まちづくり【子育て環境の充実】

近年核家族化が進み、地域での人との関わり合いが希薄になり、子育て家庭が孤立しやすく子育ての支援を受けにくい状況になっています。

子育ての不安感・負担感の多くは、子育てが家庭内に閉ざされ孤立しているという状況が原因と考えられます。こうした不安感・負担感を和らげるため、子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て支援のネットワークを強化します。

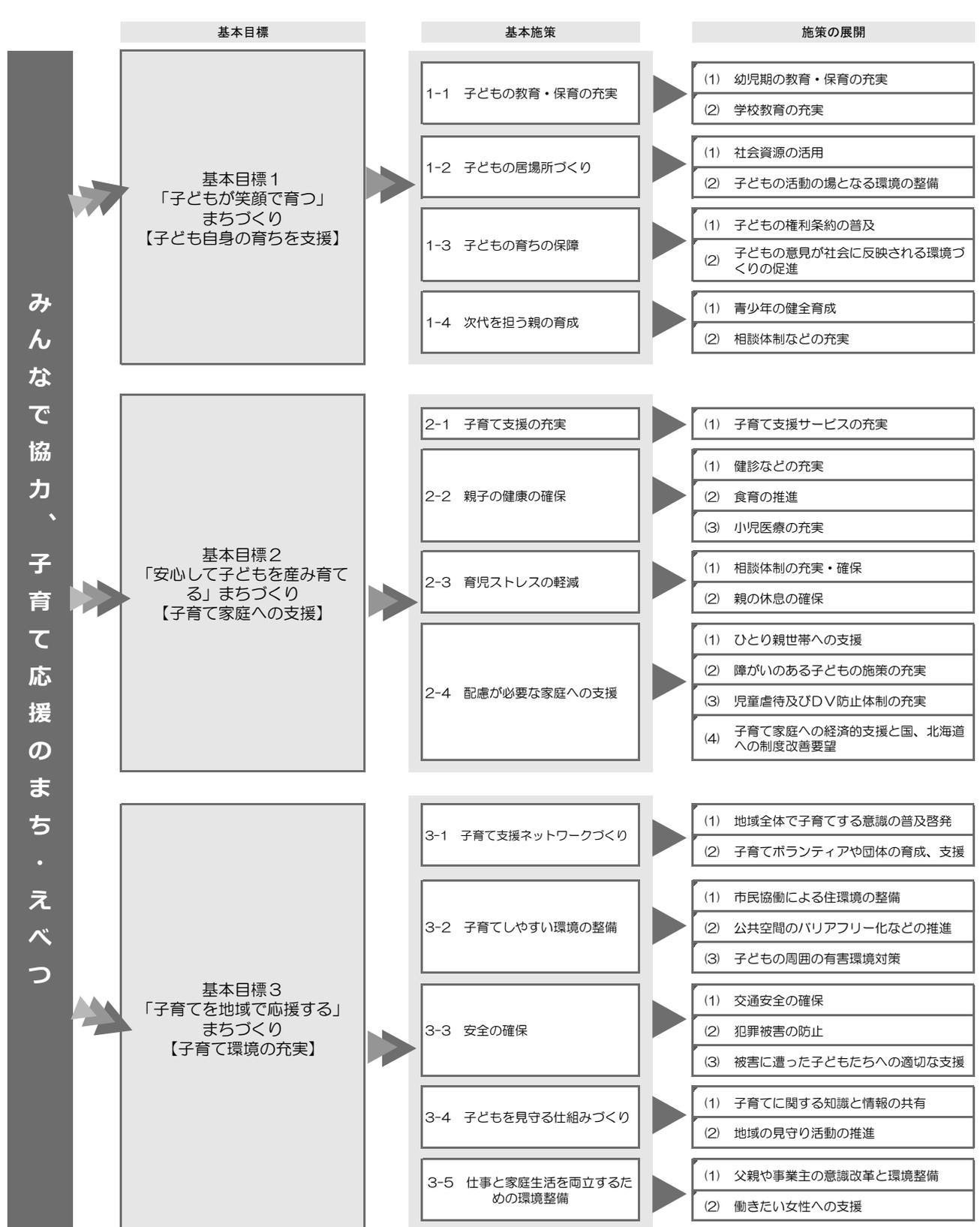
その他子どもの安全と安心の確保のため、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための情報提供など知識啓発にも努めます。

また、公共空間のバリアフリー化など、子育てしやすいまちづくりを目指します。



3. 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びにその実現に向けた基本目標等について、体系化すると次のとおりです。



第4章 総合的な施策の展開

基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

基本施策1-1 子どもの教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実【第5章参照】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につけるなど、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の提供を目指します。

幼稚園に在園する子どもの数は、少子化が進むなかでもさほど減少しておらず、保護者の幼稚園の利用意向が高い状況がみられます。また、共働き世帯の利用が一定数あることから、預かり保育の充実や一時預かり事業（幼稚園型）の実施を進めるなど、多様な教育ニーズに対応していきます。

その一方で、保育園では待機児童が生じています。保護者の就業形態の多様化により、今後も保育ニーズは増加していくものと見込まれることから、待機児童対策を継続するとともに、子ども・子育て支援新制度のもと、既存の保育・教育資源を最大限に活用しながら、多様な保育ニーズに対応していきます。

また、すべての子どもが、幼稚園や保育園、認定こども園等で培った力を発揮し、安心して小学校生活をスタートできるよう、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業者、その他の関係機関との密接な連携を強めていきます。

(2) 学校教育の充実

地域社会等のつながりや支え合いは、都市化の進行や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、希薄化しており、家庭や地域の教育力が低下しています。

子どもたちが個性豊かに生きる力を育むためには、理解度に応じた、よりきめ細やかな指導を行うなど、教育内容及び指導方法の改善・充実を進める必要があります。

市内の小中学校では、自主的に企画した事業に家庭や地域と連携して取り組んでおり、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めています。

今後は、すべての子どもの確かな学力を育み、個性や能力を伸ばすとともに、豊かな心や志をもってたくましく生きる力を培う教育や人権尊重精神を育成する教育を推進します。そのため、学校、家庭、地域が協力して取り組み、一層の教育内容の充実や教育環境の整備を図ります。

また、子どもが本に親しむ機会が増えるよう、効率的な支援が可能となる学校司書の配置を検討するほか、学校図書館の機能を維持できるよう支援方法を工夫していきます。

基本施策 1-2 子どもの居場所づくり

(1) 社会資源の活用

近年、共働きの家庭が増える中で、放課後や休日に、子どもだけで家にいる場合もみられ、子どもの居場所づくりへの配慮が求められています。また、地域で子育て家庭が孤立化しないように、子どもだけでなく親子で一緒に活動できる場、あるいは他の親子と子育てに関する情報交換や相談などが定期的にできる場の確保も求められています。

市内には自由に子どもが遊べる児童館が7館（公設）あり、地域の子育てづくりや放課後児童の居場所づくりを担っています。また、図書館では、おはなし会や読み聞かせを実施し、読書に親しむ環境づくりを進めています。

今後も児童館や公民館、学校の余裕教室など、既存の社会資源を最大限活用して、子どもの居場所づくりと子育てに係る各種活動の機会の提供や、活動団体への支援を行います。

(2) 子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、異年齢の子ども同士で遊ぶ機会が少なくなってきました。このような状況の中で、年齢差がある子どもたちが一緒に遊び、そして遊びを通して人間づきあいやルールを学んでいくことが難しくなっています。

児童館は、健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設であり、地域の子育てづくりや放課後児童の居場所づくりを担っています。しかし、子どもの数の減少等により、これらの施設の来館者数の減少がみられます。

児童館や青少年会館に多くの子どもが来館してもらえるよう、地域や異世代間の交流を通して、遊びやイベントを企画し、子どもの健全育成を図るとともに快適に利用できるよう、整備に努めます。

情報図書館では、利用者が安心・快適に過ごせるような読書環境の維持を図るとともに、今後も引き続き優良な児童書などの選定・整備に努めます。

児童館や公民館、情報図書館、学校の余裕教室など既存の社会資源を最大限活用して、子どもの居場所づくりと子育てに係る各種活動の機会の充実に努めます。

基本施策 1-3 子どもの育ちの保障

(1) 子どもの権利条約の普及

子どもの権利条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、子どもが被害者となる事件や虐待、いじめの他、不登校、ひきこもり、少年犯罪など子どもを取り巻く様々な社会問題が深刻化しています。

子どもが、幸福で愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長するために、この条約の内容が、子どもだけでなくその親や学校教育現場、そして社会全体に対しても一層浸透するよう普及啓発を進めることが必要です。

そのため、市の広報やホームページを活用した情報提供の推進や研修会などの機会を利用し、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

「えべつ未来づくりビジョン 第6次江別市総合計画」では、江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを目指しています。

今後、子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが江別市民として大切に扱われる社会を実現するためには、子どもの意見が社会により反映されるよう努めます。



基本施策 1-4 次代を担う親の育成

(1) 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全な育成は皆の願いですが、青少年を巡る昨今の状況は、いじめ、不登校、引きこもり、ニート、少年犯罪の深刻化など様々な問題が発生しています。

また、近年は、若年者が他世代と交流する機会が減り、大人と接することや社会に順応することが苦手になっていると言われており、市内高校生においても、マナーの欠如や就職に向けた認識不足が指摘されています。

若年就労者の早期の離職率が高い傾向もみられ、北海道教育委員会では、望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生の就業体験を推奨しています。

次代を担う若者の適正な就労を支援するため、面接指導やマナー研修等を引き続き実施するとともに、勤労意欲や職業観の醸成のため、説明会や就業体験などの機会を提供します。

さらに、まちづくり市民アンケートにおいて、家庭生活において（どちらかという）男性の方が優遇されているとの回答が約4割となっているように、長い期間をかけて培われてきた男女の固定的性別役割分担意識を変えることは容易ではなく、継続的な意識啓発に取り組むことが課題となっています。

次代の親を含め幅広い年齢層を対象に、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に関する啓発を行います。

(2) 相談体制などの充実

児童虐待やいじめ、ネットトラブル、自殺などの社会問題は依然として後を絶たず、こうした問題を解決するための相談事業の役割は増加しています。

江別市では、何でも相談できる窓口があるという事自体が青少年の安心感につながるため、子育てテレホンとヤングテレホン相談員を配置して、相談事業を行っています。また、小中学校においては、カウンセラー（臨床心理士）や相談員を配置し、教育相談を実施しています。さらに、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員を配置し、家庭や子どもに関する様々な相談に対応しています。

青少年や子育て世代を取り巻く環境を改善するため、子ども・若者や保護者の様々な悩みや相談に応じる相談事業のPRを進め、相談体制の充実を図るとともに、連携を強化し、問題の整備の早期発見、早期解決に努めます。

基本施策 2-1 子育て支援の充実**(1) 子育て支援サービスの充実**

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児に対する孤立感や不安感を抱く親が増加しており、家庭と地域が一体となって社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

江別市では、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設において必要な保護を行う子育て支援短期利用事業や地域における子育て会員組織であるファミリーサポート事業などを実施しています。

また、あそびのひろば事業や青空子どもの広場の開催により、子育ての情報提供や育児相談、仲間づくりの場の提供をしています。参加者数は減少傾向となっていますが、居住している地域において親子が安心して交流し合える場として活用されています。今後は、子育て支援センターや関係機関及び地域ボランティア等の連携により、子育て支援事業の充実を図り、子育ての情報提供、育児相談、仲間づくりの場の提供を図っていきます。

放課後児童クラブも、仕事と子育ての両立支援を背景として入会児童数の増加傾向が続くと推測されるとともに児童の安全性や施設の利便性のニーズが高まると考えられます。共働きの保護者が安心して働くことができるように、民間の放課後児童クラブへの運営費支援の継続、開設場所や規模、預かり時間等について検討していきます。

基本施策 2-2 親子の健康の確保**(1) 健診などの充実**

妊娠から出産や乳幼児期は、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤づくりの時期となるものです。

妊娠から出産・育児までを健やかに迎えられるよう、健康教育や健康診査等の体制は整備されており、健康診査の受診率・満足度も極めて高い状況がみられるものの、価値観の多様化や健康意識の格差により、これまで以上にきめ細やかな対応が求められています。

今後とも、安心して出産・育児ができるような支援体制を維持していくとともに、子育て時代から将来を見据えた生活習慣病予防の視点を健康診査等に反映させていきます。

(2) 食育の推進

食は健康の基礎であり、子どもの時の生活習慣はその後の成長などに大きな影響を与えるとともに、将来子育てをする場合にも影響が考えられることから、健康的な食習慣を身につけることが重要です。

小学校における農業体験の参加希望が近年大幅に増加し、食育に対する関心が高まってい

ることが伺えますが、日常生活ではいまだ偏った栄養摂取や朝食の欠食など、子どもの食生活の乱れは解消されておらず、学校及び家庭において子どもに望ましい食生活を身に付けることや、望ましい食事観を育てることが課題となっています。

食育は全ての世代にとって重要であることから、江別市第2次食育推進計画では「ライフステージごとの食育の推進」を掲げ、特に食習慣の乱れが見られる中高生の世代への食育を進めていきます。

また、学校、家庭、地域が連携し、様々なイベントなどを通して子どもの食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の定着を図ります。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み育てるためには不可欠なものです。

子育てに関する住民意識調査においても、子育てで気になっていることとして、「子どもの医療や福祉のこと」が3～4割となっています。また、子育てしやすいまちとなるために必要なこととして「小児救急医療体制の充実」が上位に挙げられています。

小児がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立を目指し、休日・夜間の救急医療体制の確保も含めて、一般社団法人江別医師会、市立病院及び夜間急病センターなどの医療機関が相互に連携するとともに、小児の救急医療へのかかり方等の普及啓発にも努め、小児医療の充実を図ります。

基本施策 2-3 育児ストレスの軽減

(1) 相談体制の充実・確保

近所付き合いの希薄化や育児情報の氾濫、相談相手がいないなどにより、子育て中の母親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因となる場合があります。

子育てに関する住民意識調査では、子育ての悩みの相談相手は「祖父母等の親族」や「友人や知人」が7～8割を占めていますが、相談相手がいない方も1割程度みられます。

江別市では、妊娠期から出産・育児にかかる相談機関として保健センターや子育て支援センター、家庭児童相談窓口等が様々な相談に応じており、相談件数は年々増加傾向となっています。しかし、相談先を知らない、相談できない、指導を受け入れない、過敏に反応する、親自身が疾病や発達障害がある等の困難な例もみられることから、相談支援担当職員の資質向上と相談体制の充実を図ります。

また、子育てにかかわる関係機関ときめ細やかに連携し、一人で育児に悩む人がいないよう子育てを支える体制をさらに推進していきます。

(2) 親の休息の確保

子育てに関する住民意識調査では、子育てについて「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」人が6割程度みられ、親の子育てストレスの軽減を図る必要があります。また、私用・リフレッシュのために、子どもの一時預かり等の子育て支援サービスを利用したいというニーズも半数近くみられます。

しかし、保育園での一時預かり事業などの利用状況は横ばいであることから、効果的な制度のPR方法について検討するとともに、地域における子育て会員組織であるファミリーサポート事業の充実のために、会員登録者の増加と援助活動の促進に努めます。

また、障がいのある子どもの数が年々増えている中で、今後も日中一時支援事業により、可能な限り、親の希望に沿った内容で利用できるよう支援体制の充実に努めていきます。

基本施策2-4 配慮が必要な家庭への支援

(1) ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯は、母子家庭では経済的状況において、また父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多くみられ、そのための就業支援や日常生活支援が求められています。

江別市では、電話や面接による相談に応じ、自立や生活に必要な資金の貸付や日常生活支援に関する社会資源等の情報提供、医療費の負担軽減等を行っていますが、ひとり親家庭が増加する中、ひとり親家庭等の生活の安定と自立のためにはこれらの支援の継続・充実が必要です。

今後もひとり親世帯の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を確保するため、日常生活支援や相談体制の充実に努め、安心して子育てできる環境を整備します。

(2) 障がいのある子どもの施策の充実

発達の違いや障がいのある子どもとその保護者が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、子どもの発達段階や個々の障がいの程度に即したきめ細かな相談対応や支援が必要です。

江別市では、発達支援が必要とされた子ども及び障がいのある子どもは年々増えており、乳幼児から学校卒業時迄の一貫した指導や支援を行うため、関係機関の情報共有や連携を進めていますが、支援内容の複雑化や困難性に対応できるよう相談対応のさらなるスキルアップが求められています。

今後も発達支援が必要とされた子どもへの相談や支援は非常に重要であることから、電話や窓口における各種相談体制の充実や、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断の実施、障がい児保育や障がい児通所支援サービスなど各種支援体制の充実に努めるとともに、相談や専門的支援を包括的に行う中核的施設（センター）のあり方の検討など、発達支援体制の充実に向けた検討を進めます。

また、障がいのある子どもの社会参加と自立に向けては、放課後の居場所づくりと発達支援のどちらも重要となるため、子どもや保護者の意向を十分踏まえながら、関係機関との連

携強化と情報共有の仕組みづくりを進めます。

（３）児童虐待及びDV防止体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。

江別市の出生数は減少傾向にありますが、虐待の発生を予防するための支援数は減少しておらず、継続的な支援が必要な例が多くなっています。

また、DVは、個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、子どもへの虐待を含む配偶者への暴力は、全国的には年々増加し深刻な状況にあります。

児童虐待及び配偶者などからの暴力(DV)の防止に向けて、家庭児童対策協議会を効果的に機能させ、関係機関、関係団体と共通の認識と理解を図り、さらなる連携の促進や効果的な広報・啓発に取り組みます。

（４）子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望

地域経済は、厳しい状況で推移しており、子育てに関する住民意識調査からは、子育てに関する「経済的な負担が大きい」という意見が多く、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

江別市では、各種手当の支給、修学資金貸付金や教育扶助、乳幼児医療費の助成など経済的支援を行うとともに、今後においても、子ども施策の充実や経済的負担の軽減策、公平な医療費制度の構築が図られるよう、国、北海道へ求めていきます。



基本施策 3-1 子育て支援ネットワークづくり**(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発**

近年、核家族化の進行や父親の仕事中心の生活様式、自治会などの地域とのつきあいの希薄化などを背景に、育児をする母親が孤立化する傾向にあります。

もともと子育ては、地域社会の互助を前提として行われてきたことから、地域がかつて有していた子育て力を再生し、家庭と地域が連携し子育てを行うことが必要です。

地域における子育て会員組織であるファミリーサポート事業は、提供会員が不足傾向にあることから、制度のPRなど啓発に努め、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。

また、地域の異年齢の子ども同士による様々な活動を行っている団体に対し、活動に必要な環境の提供や情報の収集、相談業務、情報発信の場の提供などの支援を行い、活動への理解促進を図り、子育ての参画意欲を高めるとともに、市民活動の活性化やネットワーク化により、市民や地域の多様なニーズへの対応や課題解決を図っていきます。

支援が必要とされる子どもや保護者に対し、複数の機関で援助を行うため、家庭児童対策協議会の活用を図ります。

(2) 子育てボランティアや団体の育成、支援

地域には元気な高齢者が数多く住んでおり、その豊かな人生経験を社会に還元したいと望んでいる傾向があります。その中には、自分の子育ての経験を生かして、子育て家庭の支援をしたいと考えている方もいます。

江別市では、地域間や異世代との交流を通じた体験活動、スポーツや文化活動等豊かな体験活動や奉仕活動の場の提供・支援をしていますが、少子化や地域社会のつながりが希薄化しているとともに、子どもたちの体験活動の機会が減少していることから、このような地域における活動が一層必要とされています。

そのため、子育て経験者や高齢者など地域の持つ潜在的な子育て力を顕在化させるとともに、子育て支援活動に関わる個人や団体の育成と資質の向上を図り、地域における多様な子育て支援活動の展開を図ります。

基本施策3-2 子育てしやすい環境の整備

(1) 市民協働による住環境の整備

子育てしやすい環境を整備する上で、子育てに適した良質な住環境の整備、子どもを安心して育てられる住まいの確保などを進めることが必要です。

入居者が安心して暮らせる良質な市営住宅の供給及び子育て世帯向けの入居者募集や優遇措置の継続のほか、子育て世帯向け住宅の支援策の検討など、子育てを応援します。

また、子どもが安心して遊べる公園の整備や、冬期間における生活道路の通行確保のため、自治会排雪の促進に努めます。

(2) 公共空間のバリアフリー化などの推進

江別市では「江別市交通バリアフリー基本構想」に基づき、道路等の整備を進めていますが、未整備の特定経路が残っています。今後は、市内各駅周辺（駅前広場、道路等）のバリアフリー化を進め、安全性、快適性の向上を図ります。

学校施設においては、児童生徒のための段差解消を考え改修を進めていますが、車椅子への対応などの要望は多くなっています。そのため、校舎改修・改築時には、バリアフリー化に努めるとともに、改築校の多目的トイレには、ベビーベッド、ベビーチェアなどの設置を検討します。

このように、公共施設などのバリアフリー化を進め、妊産婦や乳幼児を連れた親、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しいまちづくりをめざします。

(3) 子どもの周囲の有害環境対策

携帯電話やスマートフォンなどの情報化の進展に伴い、インターネット上の有害情報などの悪影響から青少年を守ることは、緊急に対応を要する重要課題となっています。

今後も、犯罪、非行の防止について啓発活動を強化していくとともに、関係機関・団体やPTA、ボランティアなどの地域住民と相互連携し、子どもを犯罪や有害な環境から守るため、社会全体で取り組みます。



基本施策 3-3 安全の確保

(1) 交通安全の確保

子どもの交通安全を守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実するとともに、全市民の交通安全意識及び交通安全マナーの向上、そして安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

市内の幼稚園・保育施設や公立小・中学校全校や放課後児童クラブなどでは、交通安全教室を開催したり、運転者・歩行者及び自転車利用者を対象に交通安全教育やストップマーク等交通標識を設置したりするなど、交通安全啓発を推進しています。

今後も、交通安全教育とともに交通安全施設の整備等、交通事故防止対策を集中的に行い、冬期間における道路の安全な通行確保のため、運搬排雪の強化に努めます。



(2) 犯罪被害の防止

社会構造や従来 of 価値観の変化により、家庭の教育力や機能の低下が顕在化し、子どもと地域の関係が薄れてきている中、犯罪、特に少年犯罪の凶悪化、増加が進み、犯罪被害に巻き込まれる子どもも後をたちません。

また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）などの普及により、未成年者における詐欺や架空請求等の被害が増加しています。

犯罪や非行の防止のため、関係機関と連携し活動を強化していくとともに、情報を共有し、住民が連携することにより、地域の安全確保を推進します。

さらにインターネットトラブルから子どもを守るため、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる情報モラル教育の充実を努めます。

(3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

近年、全国的に子どもが犯罪などの重大事件や虐待、DV被害などに巻き込まれることが多くなっており、被害に遭った子どもたちや直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け精神的・身体的に変調をきたす子どもたちも少なからずみられます。

江別市においても、子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図ります。

また、悩み、不安を抱える子どもは多く、適切な心のケアが求められています。今後も相談体制の充実を図り、悩み等の解消・軽減につなげていくとともに、相談内容から児童虐待などが疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し、適切な保護、支援を行います。

基本施策3-4 子どもを見守る仕組みづくり

(1) 子育てに関する知識と情報の共有

子育てに関する住民意識調査からは、子育てに関する情報は「隣近所の人、知人、友人」から入手する人が7割程度みられ、「子ども向けイベント情報」「公園等の遊び場の情報」「医療機関情報」を望む声が多くみられます。

江別市では、平成26年4月から、江別市子育て支援サイトを作成し、市民と行政の子育てに関する情報の提供・情報共有化を図っています。

今後は、子育て支援サイトのイベントページなどを整備し、家族向けイベント情報などを作成し、より充実したホームページとなるよう努めます。

さらに、地域全体で子育てを支援するため、地域の親子の交流や世代間の交流を図るとともに、子育てを支援する関係機関のネットワークづくりを進め、子育てに関する知識や情報の共有化、啓発を進めていきます。

(2) 地域の見守り活動の推進

児童の登下校時に子どもたちに声をかけるなど積極的に関わっていくことは、子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、地域全体で防犯活動を行っているアピールにもなり、犯罪の未然防止につながっています。

江別市では、それぞれの自治会の活動のひとつとして、小中学校の通学時に見守りを行い、安全活動及び声かけを行っています。今後も自治会におけるこのような活動の重要性について周知を行い、地域における声かけ運動、地域パトロール活動が広がるよう支援していきます。

基本施策3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備

(1) 父親や事業主の意識改革と環境整備

仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改めることが男女共同参画社会の推進には大事だとされていますが、長時間労働により仕事中心の生活となっている男性の割合は高くなっています。その反面、出産や育児に関心を持つ男性が増加しているなど、父親の意識も二極化が進んでいます。

出生率の低下による労働人口の減少など、女性の就労率は今後さらに増加し、父親の役割も大きくなることが予想されることから、子育てしやすい就労環境づくりに向け、事業主や労働者を含めた職場環境の意識改革と育児休業等の取得が円滑に進むような環境整備を図るための活動を推進します。



(2) 働きたい女性への支援

女性が結婚、出産、子育てを機に就業が中断する、いわゆる「M字カーブ」は、以前に比べると浅くなっていますが、M字の底となる年齢階級は上昇してきており、依然として結婚、出産、子育てを機に就業が中断する状況がみられます。

一方で、人口減や少子高齢化により就労人口が減少しつつあり、市内企業においてもパートやアルバイトの人手不足が生じており、女性の就労の必要性が増しています。そのため安心して求職活動ができるように、求職期間中においても保育園等を利用しやすくし、また、事業所内等において保育を提供する事業所への支援を行うなど、女性がより就労しやすい環境を整えていきます。

そのため、ブランクを経た就職希望者に対して、就職に必要なスキル習得を支援するとともに、女性の雇用や人材育成に積極的な企業や育児との両立に配慮している企業などを紹介し、女性の就労を支援します。



第5章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・市全体で1区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の3地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用がされています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあります。これらのことから、「教育・保育を提供する区域」を市全体で1区域として定めます。

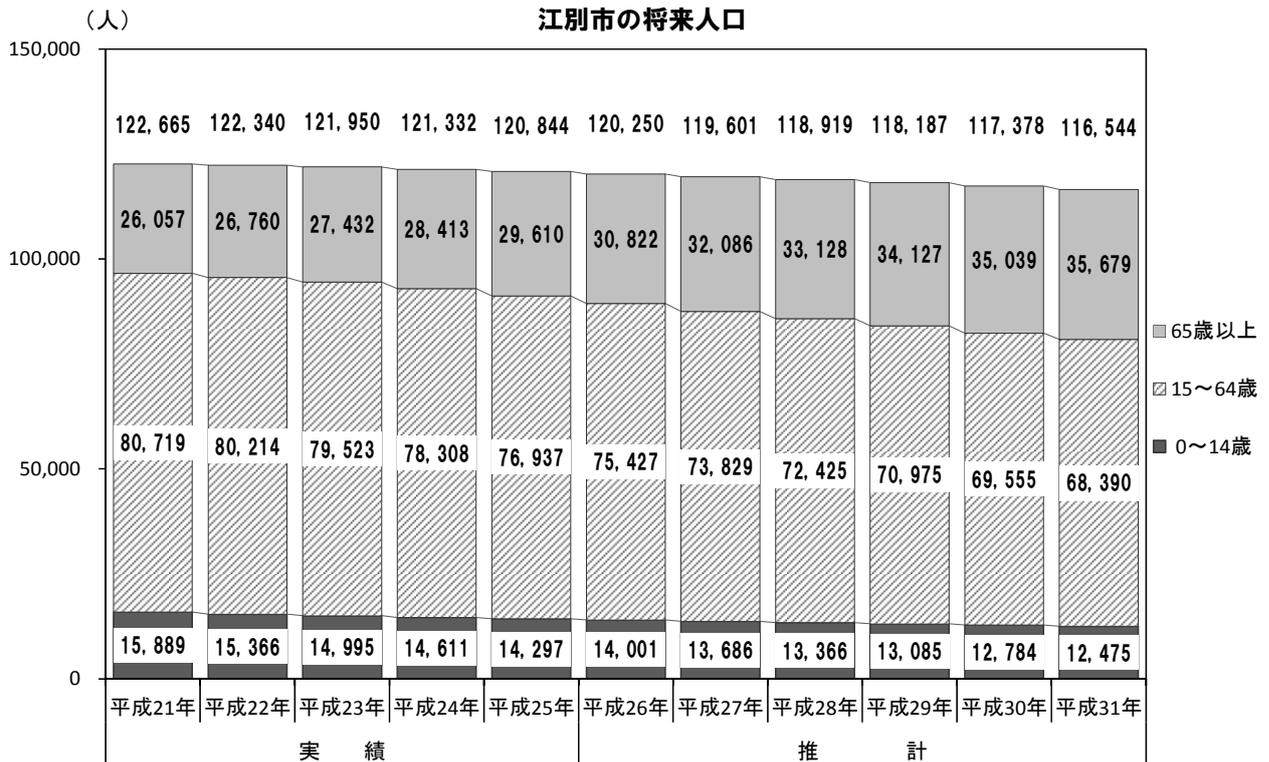
教育・保育提供区域の検討の視点

		1区域
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少ないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2. 将来の子ども人口

(1) 将来人口

江別市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成25年の120,844人から平成31年には116,544人にまで減少すると見込まれます。



	実 績					推 計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数	122,665	122,340	121,950	121,332	120,844	120,250	119,601	118,919	118,187	117,378	116,544
0～14歳	15,889	15,366	14,995	14,611	14,297	14,001	13,686	13,366	13,085	12,784	12,475
15～64歳	80,719	80,214	79,523	78,308	76,937	75,427	73,829	72,425	70,975	69,555	68,390
65歳以上	26,057	26,760	27,432	28,413	29,610	30,822	32,086	33,128	34,127	35,039	35,679
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.0%	12.6%	12.3%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.2%	11.1%	10.9%	10.7%
15～64歳	65.8%	65.6%	65.2%	64.5%	63.7%	62.7%	61.7%	60.9%	60.1%	59.3%	58.7%
65歳以上	21.2%	21.9%	22.5%	23.4%	24.5%	25.6%	26.8%	27.9%	28.9%	29.9%	30.6%

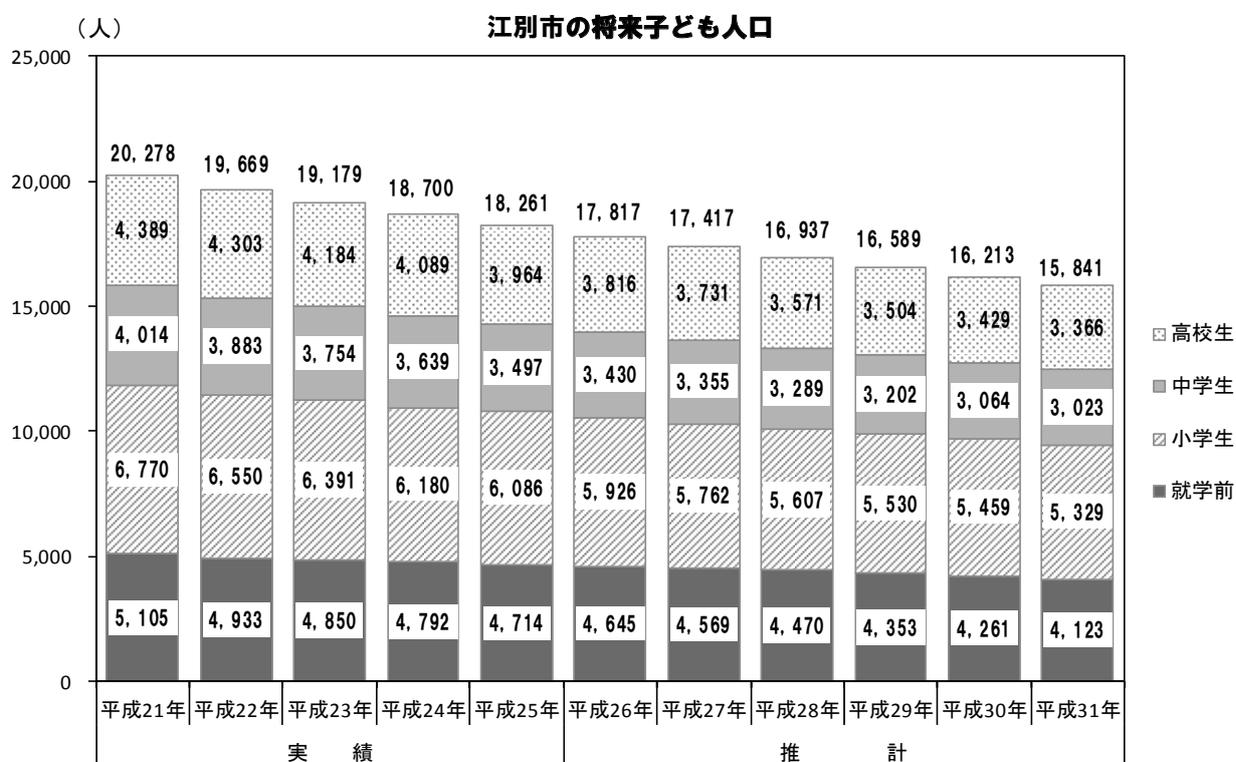
【推計方法】

平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

(2) 将来子ども人口

江別市の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成25年の18,261人から平成31年には15,841人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に4,714人から4,123人へと600人程度の減少、小学生（6～11歳）については6,086人から5,329人へと750人程度の減少、中学生（12～14歳）については3,497人から3,023人へと500人程度の減少、高校生（15～17歳）については3,964人から3,366人へと600人程度の減少が、それぞれ見込まれています。



【推計方法】

平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

将来子ども人口（年齢別）

	実績					推計					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	20,278	19,669	19,179	18,700	18,261	17,817	17,417	16,937	16,589	16,213	15,841
0歳	695	703	708	673	701	649	635	621	609	593	577
1歳	787	750	739	750	725	750	694	678	664	651	635
2歳	869	804	778	781	791	754	781	722	705	691	678
3歳	839	894	817	801	810	812	774	801	742	725	710
4歳	913	864	923	843	832	833	836	796	823	763	746
5歳	1,002	918	885	944	855	847	849	852	810	838	777
6歳	1,034	1,020	950	897	986	879	872	874	876	834	863
7歳	1,062	1,041	1,028	963	911	994	888	880	881	884	841
8歳	1,087	1,069	1,053	1,042	970	920	1,003	897	889	890	892
9歳	1,142	1,104	1,077	1,061	1,055	981	931	1,015	909	899	900
10歳	1,157	1,158	1,125	1,082	1,079	1,068	994	942	1,028	919	910
11歳	1,288	1,158	1,158	1,135	1,085	1,084	1,074	999	947	1,033	923
12歳	1,272	1,309	1,163	1,166	1,150	1,097	1,096	1,085	1,010	957	1,044
13歳	1,301	1,272	1,311	1,165	1,176	1,154	1,101	1,100	1,089	1,014	961
14歳	1,441	1,302	1,280	1,308	1,171	1,179	1,158	1,104	1,103	1,093	1,018
15歳	1,389	1,449	1,322	1,276	1,322	1,179	1,187	1,167	1,112	1,111	1,102
16歳	1,466	1,395	1,472	1,348	1,293	1,346	1,199	1,207	1,187	1,133	1,132
17歳	1,534	1,459	1,390	1,465	1,349	1,291	1,345	1,197	1,205	1,185	1,132
就学前	5,105	4,933	4,850	4,792	4,714	4,645	4,569	4,470	4,353	4,261	4,123
0～2歳	2,351	2,257	2,225	2,204	2,217	2,153	2,110	2,021	1,978	1,935	1,890
3～5歳	2,754	2,676	2,625	2,588	2,497	2,492	2,459	2,449	2,375	2,326	2,233
小学生	6,770	6,550	6,391	6,180	6,086	5,926	5,762	5,607	5,530	5,459	5,329
低学年	3,183	3,130	3,031	2,902	2,867	2,793	2,763	2,651	2,646	2,608	2,596
高学年	3,587	3,420	3,360	3,278	3,219	3,133	2,999	2,956	2,884	2,851	2,733
中学生	4,014	3,883	3,754	3,639	3,497	3,430	3,355	3,289	3,202	3,064	3,023
高校生	4,389	4,303	4,184	4,089	3,964	3,816	3,731	3,571	3,504	3,429	3,366
子ども人口の対人口比	16.5%	16.1%	15.7%	15.4%	15.1%	14.8%	14.6%	14.2%	14.0%	13.8%	13.6%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

【推計方法】

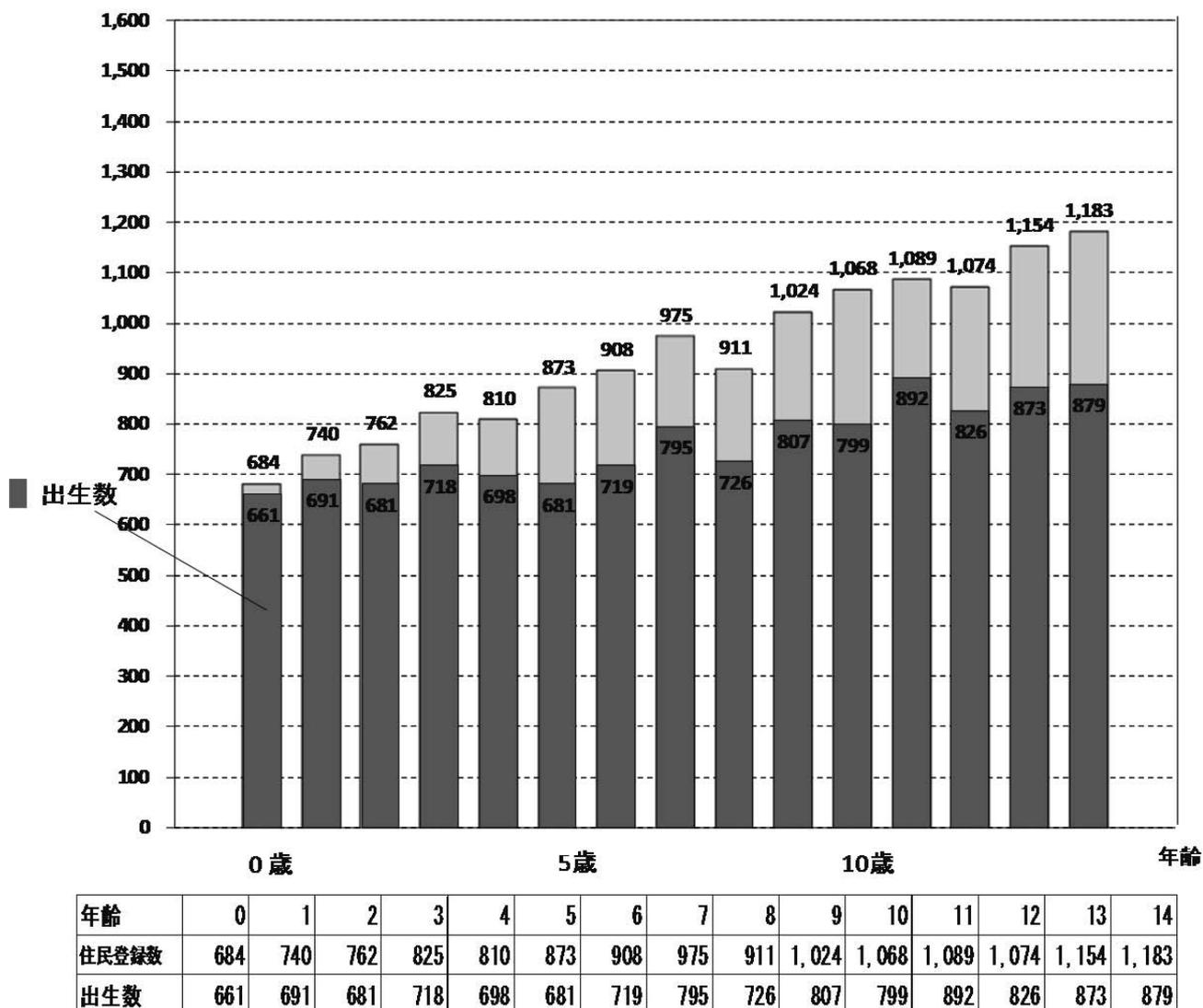
平成20年から平成25年の住民基本台帳（各年4月1日）における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

参考 基本理念における子どもの将来人口についての考え

えべつ未来づくりビジョンでは、当市の持つ特性や優位性を最大限生かした戦略的な取組を展開して、これからの江別市の元気を支えていく子育て世代を中心とした生産年齢人口の転入を促進するとともに、現在の人口規模を維持することを目指しています。

このため、本計画においては、教育・保育、放課後児童クラブの充実に取り組むとともに、子育て世代向け公営住宅の確保など様々な施策を展開していくことで、その実現を目指します。

グラフ：0歳から14歳までの各年齢の出生数と住民登録（平成26年1月1日）の比較



この表は、平成26年1月1日現在の14歳以下の年齢別人口を示したグラフで、色の濃い部分はその年齢の出生数を表しています。

例えば、5歳の人口は873人で、その子が産まれた平成20年度の出生数は681人と192増加しており、すべての年齢で同じ傾向となっていることから、子育て世代が転入してきているものと考えられます。

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定 義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

〔量の見込と提供体制〕

市全域	H27					H28				
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定	
		教育希望	保育認定	0歳	1-2歳		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,211	439	739	151	478	1,206	438	736	148	454
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	418	688	96	304	336	817	105	331	
	確認を受けない幼稚園	1,620	—	—	—	1,480	—	—	—	
	地域型保育施設	—	—	17	46	—	—	26	71	
	提供量の合計	2,038	688	113	350	1,816	817	131	402	
② - ①	388	▲ 51	▲ 38	▲ 128	172	81	▲ 17	▲ 52		

市全域		H29				H30											
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定							
			教育希望	保育認定	0歳	1-2歳		教育希望	保育認定	0歳	1-2歳						
				保育認定		保育認定				保育認定							
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,170	424	714	145	444	1,146	416	699	141	435						
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	1,766		839		114		355		1,766		794		126		373	
	確認を受けない幼稚園	0		-		-		-		0		-		-		-	
	地域型保育施設	-		-		31		89		-		-		31		89	
	提供量の合計	1,766		839		145		444		1,766		794		157		462	
② - ①		172		125		0		0		204		95		16		27	

市全域		H31							
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定 3-5歳		3号認定				
			教育希望	保育認定	0歳	1-2歳			
				保育認定		保育認定			
①量の見込み(必要利用定員総数)		1,100	399	671	137	426			
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・保育施設	1,766		794		126		373	
	確認を受けない幼稚園	0		-		-		-	
	地域型保育施設	-		-		31		89	
	提供量の合計	1,766		794		157		462	
② - ①		267		123		20		36	

[提供体制確保の考え方]

○1号認定・2号認定教育ニーズ

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。
- ・1号認定と2号認定教育ニーズを合わせて、計画期間の1年目から十分な提供量が確保されています。

○2号認定保育ニーズ及び3号認定

- ・保育園の統合における定員枠の見直しや幼稚園からの認定こども園への移行を推進し、既存施設を活用しながら保育の枠の拡大を図っていきます。
- ・設備基準、職員配置基準などを満たした認可外保育施設については、地域型保育事業の実施施設への移行を進め、3歳未満の子どもの保育の枠の拡大を図っていきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	2	2	3	3	3
確保方策(提供体制)	箇所	2	2	3	3	3

[確保方策の考え方]

公設の子育て支援センター、市役所窓口専任の職員を配置し事業を実施することを基本とします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人(月)	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
確保方策(提供体制)	箇所	7	7	8	8	8

[確保方策の考え方]

保育園整備に伴う設置を除き、単独施設を新たに設置しないことを基本とします。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査や計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人(年)	699	683	670	652	635
1人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×1人あたりの健診回数)	回	9,786	9,562	9,380	9,128	8,890

[確保方策の考え方]

母子健康手帳交付時に妊娠週数に応じて受診票を交付し、診察、血圧、尿検査、血液検査等実施要領の内容で医療機関及び助産所に委託した上で実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	688	674	662	646	630
②確保方策(提供体制)	人(年)	688	674	662	646	630
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

民生委員又は主任児童委員の訪問により実施します。

(5) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み(延べ訪問数)	人(年)	181	181	181	181	181
②確保方策(提供体制)	人(年)	181	181	181	181	181
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

育児家事支援については、支援員の派遣を委託した上で実施し、専門的支援については、保健センター職員により支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

[事業の概要]

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	61	59	58	58	58
②確保方策(提供体制)	人(年)	61	59	58	58	58
②-①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

児童養護施設に委託した上で実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策（小学生）]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(週)	59	55	54	54	54
②確保方策(提供体制)	人(週)	59	55	54	54	54
② - ①	人(週)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

ファミリー・サポート・センターの運営を委託した上で実施します。

(8) 一時預かり事業

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

○幼稚園

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1号認定	人(年)	10,207	10,165	9,861	9,861	9,861
	2号認定 (教育希望)	人(年)	59,119	58,984	57,099	57,099	57,099
②確保方策(提供体制)		人(年)	69,326	69,149	66,960	66,960	66,960
② - ①		人(年)	0	0	0	0	0

○幼稚園以外

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み		人(年)	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
②確保方策(提供体制)		人(年)	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
② - ①		人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

○幼稚園

各幼稚園における預かり保育（幼稚園型の一時預かりを含む）により確保します。

○幼稚園以外

現行どおり保育園、子育てひろばで実施することを基本とします。

(9) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人	634	634	634	634	634
②確保方策(提供体制)	人	634	634	634	634	634
② - ①	人	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

現行どおり保育園、認定こども園で実施するほか特定地域型保育施設において実施することを基本とします。

(10) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人(年)	1,083	1,060	1,032	1,032	1,032
②確保方策(提供体制)	人(年)	1,083	1,060	1,032	1,032	1,032
② - ①	人(年)	0	0	0	0	0

[確保方策の考え方]

医療施設に隣接した施設において実施し、確保することを基本とします。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	人	586	602	618	634	650
	高学年	人	103	103	103	103	103
②確保方策（提供体制）		人	673	673	713	713	753
② - ①			▲ 16	▲ 32	▲ 8	▲ 24	0

[確保方策の考え方]

平成31年までの5か年で量の見込みを受け入れられるよう施設の整備、改修等により確保します。

[放課後子ども教室]

小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な展開について、検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、待機児童解消加速化プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するために、国・道の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。



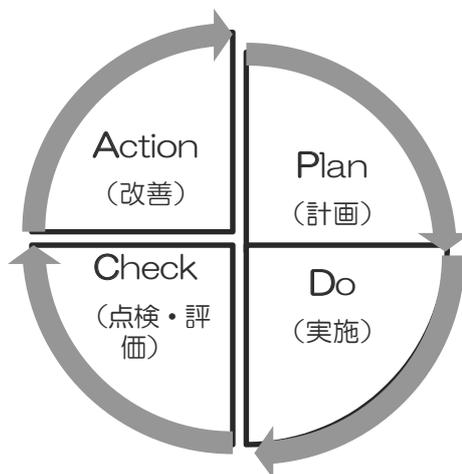
第6章 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画を実行性のあるものとするため、毎年、計画の進捗状況を把握し、子どもの保護者や児童福祉分野の知識経験者、保育・教育関係者、保健関係者、市民などが参画する「江別市子ども・子育て会議」に報告し、実施状況の点検及び評価を実施します。

1. 計画の推進及び推進状況の把握

計画の基本理念「みんなで協力、子育て応援のまち・えべつ」の実現に向けて、市民協働による自助、互助、公助とともに、受益と負担のバランスを保ちながら計画の推進を図ります。

また、PDCAサイクルに基づき、数値目標が設定されている事業について計画の点検・評価を行います。必要に応じて、計画の見直しなどを行います。



2. 関係機関等との連携の強化

本計画は、地域福祉計画などの他計画などとの整合性を図るとともに、江別市の関係部署をはじめ、北海道や国など関係する行政機関や団体とも連携を図りながら取り組んでいきます。

さらに、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するために、行政サービスのみならず、地域団体、NPOなどの各種団体との連携及び一般事業主などとの連携を強化します。とりわけ、本計画の推進のためには、地域住民の子育て力の発揮が必要であり、市民との連携・協力を強化し、計画を進めていきます。

3. 計画に基づく措置の実施状況の公表

本計画は、毎年少なくとも1回、本計画の実施状況を江別市子ども・子育て会議に報告し、市民に公表します。

また、計画を変更しようとするときは、江別市子ども・子育て会議の意見を反映するとともに、変更内容を市民に公表します。

資料 住民意識調査ほか

1. 子育てに関する住民意識

(1) 調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前児童調査	市内の就学前児童(0～5歳) 4,699人の保護者	◇無作為抽出 1,500人 ◇郵送による配布・回収	54.3%
小学生調査	市内の就学児童(小学1～6年生) 6,029人の保護者	◇無作為抽出 1,200人 ◇郵送による配布・回収	52.7%

【調査基準日】平成25年11月1日

【調査期間】平成25年12月2日～12月16日

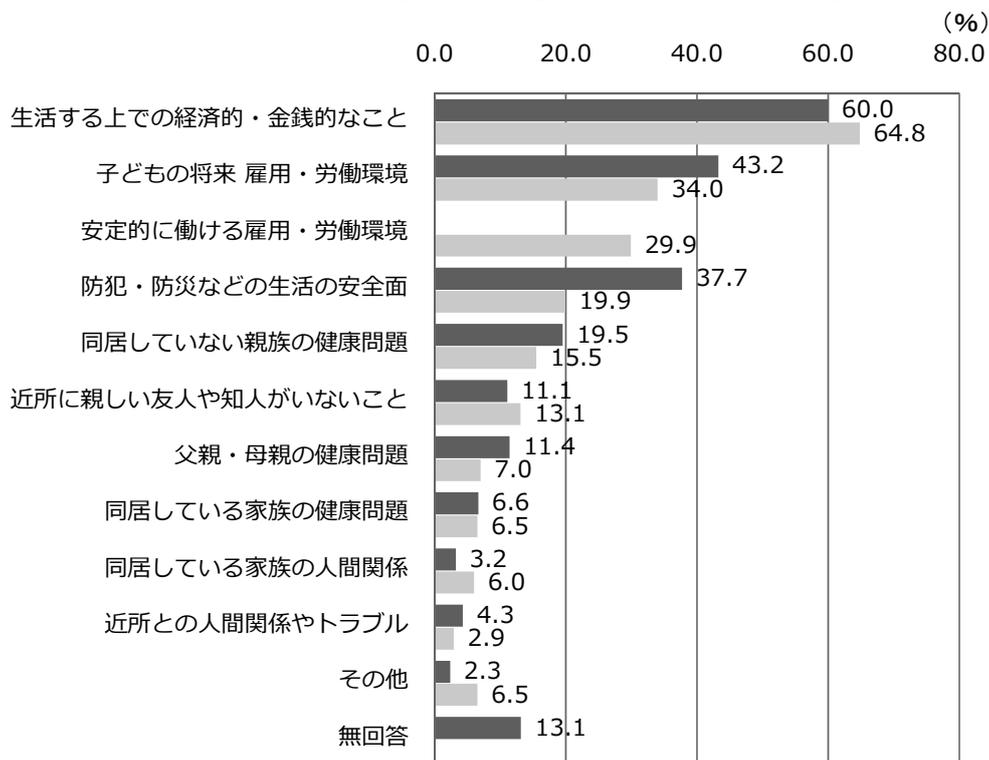
(2) 就学前調査

① 家庭で気になっていること（生活全般）

生活全般では「防犯・防災などの生活の安全面」を不安視する意見が急増

- ・生活全般では「生活する上での経済的・金銭的なこと」が60.0%で最も多く、次いで「子どもの将来 雇用・労働環境」が43.2%の順となっています。
- ・前回（H21）調査結果との比較では、「防犯・防災などの生活の安全面」が17.8ポイント増加し約2倍となっており、近年の震災などの影響がうかがえます。

家庭で気になっていること（生活全般）

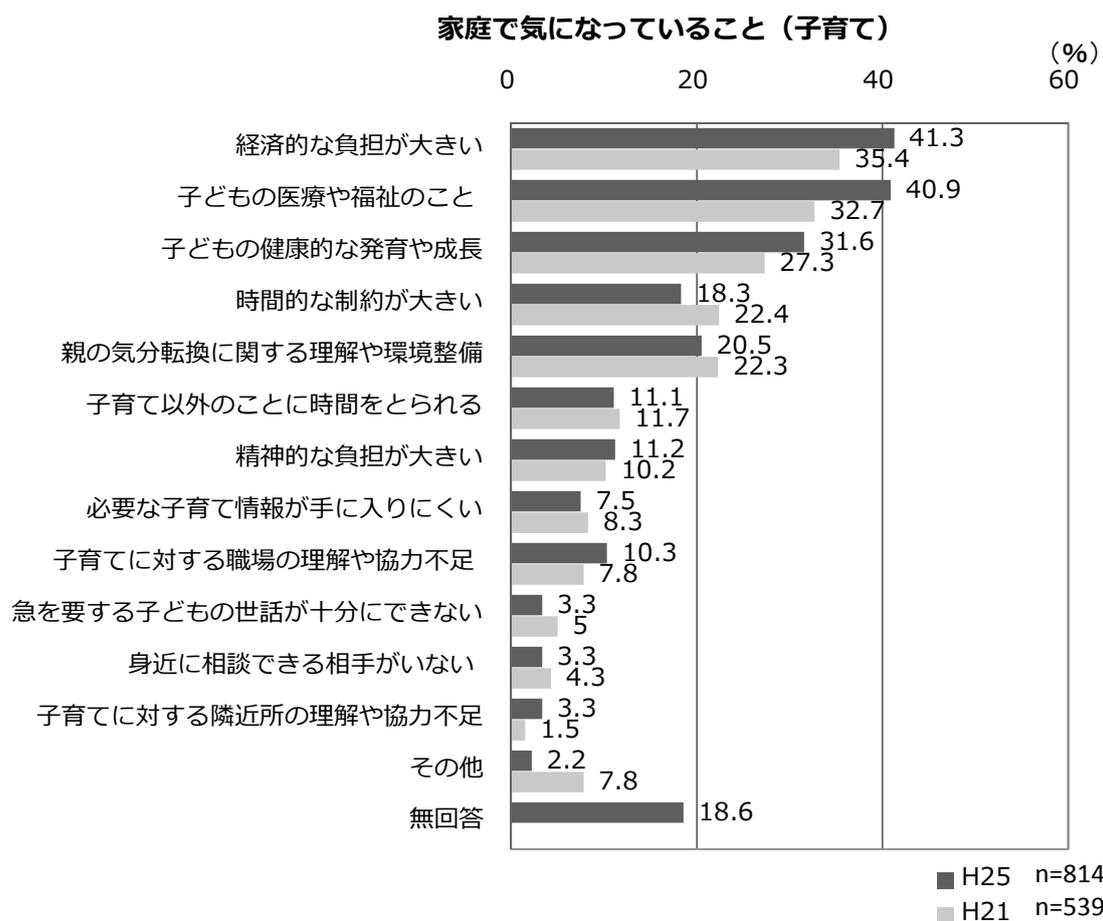


■ H25 n=814
■ H21 n=582

② 家庭で気になっていること（子育て）

「経済的な負担が大きい」や「子どもの医療や福祉のこと」を不安視する意見が多い

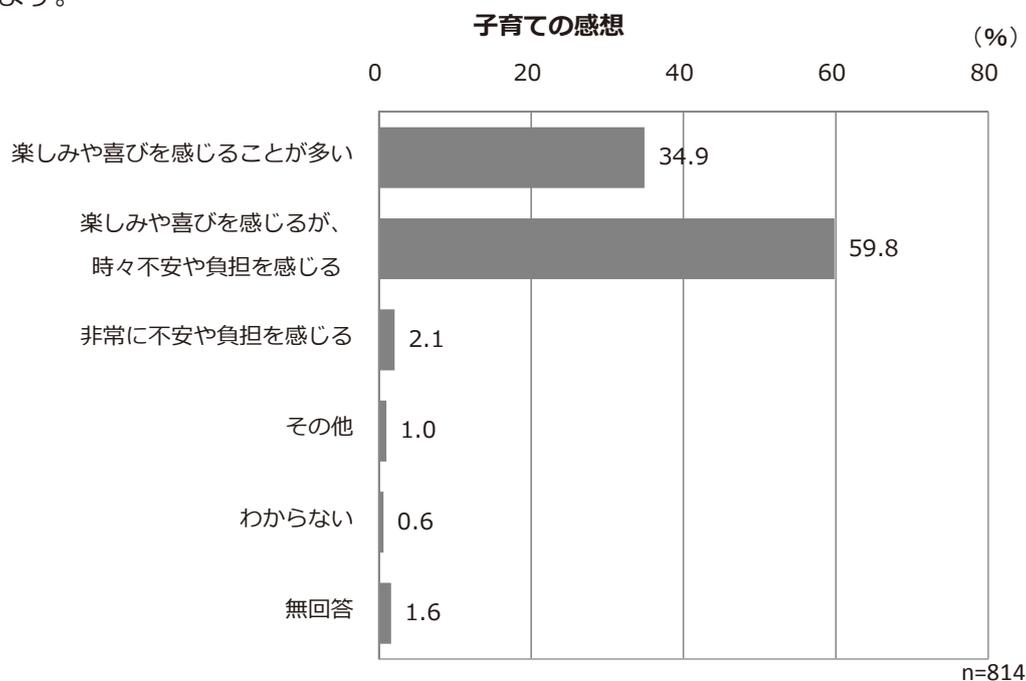
- 子育てに関しては「経済的な負担が大きい」が 41.3%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が 40.9%、「子どもの健康的な発育や成長」が 31.6%の順となっています。
- 前回（H21）調査と比較すると、「経済的な負担が大きい」や「子どもの医療や福祉のこと」が 5 ポイント以上増加しています。



③ 子育ての感想

約6割の方は「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」

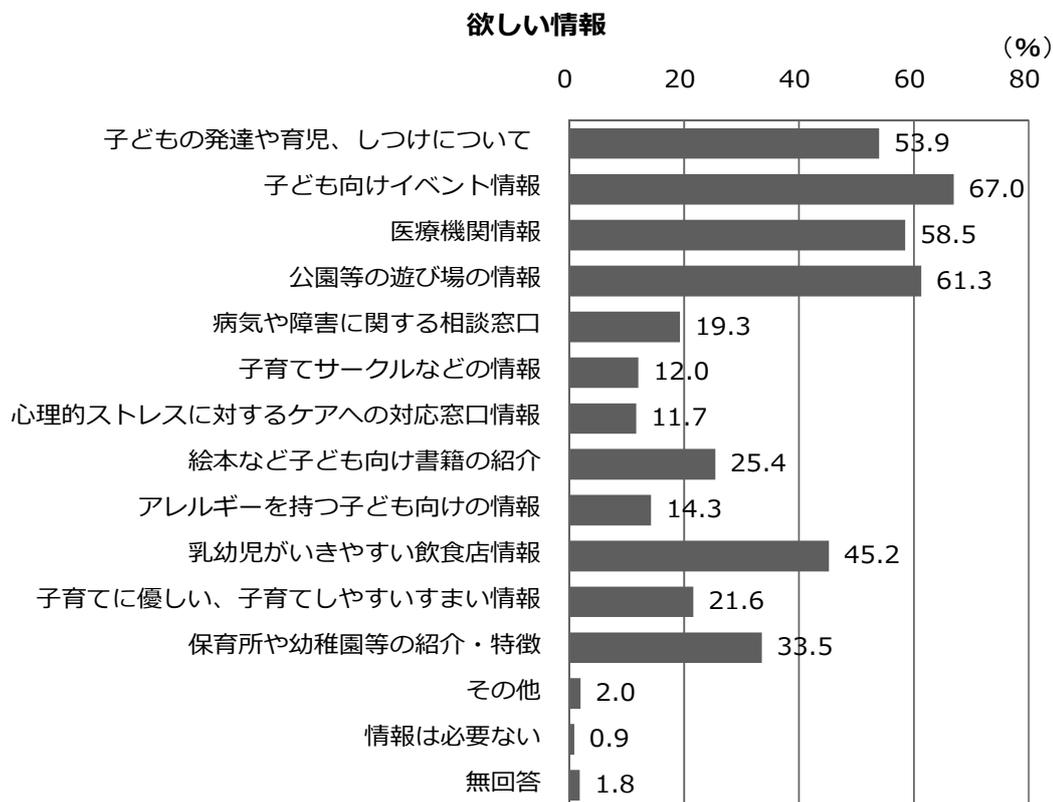
- ・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が59.8%で最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じることが多い」が34.9%、「非常に不安や負担を感じる」が2.1%となっています。



④ 子育てに関する欲しい情報

「子ども向けイベント情報」を欲しい方が約7割

・「子ども向けイベント情報」が67.0%で最も多く、次いで「公園等の遊び場の情報」が61.3%、「医療機関情報」が58.5%の順となっています。

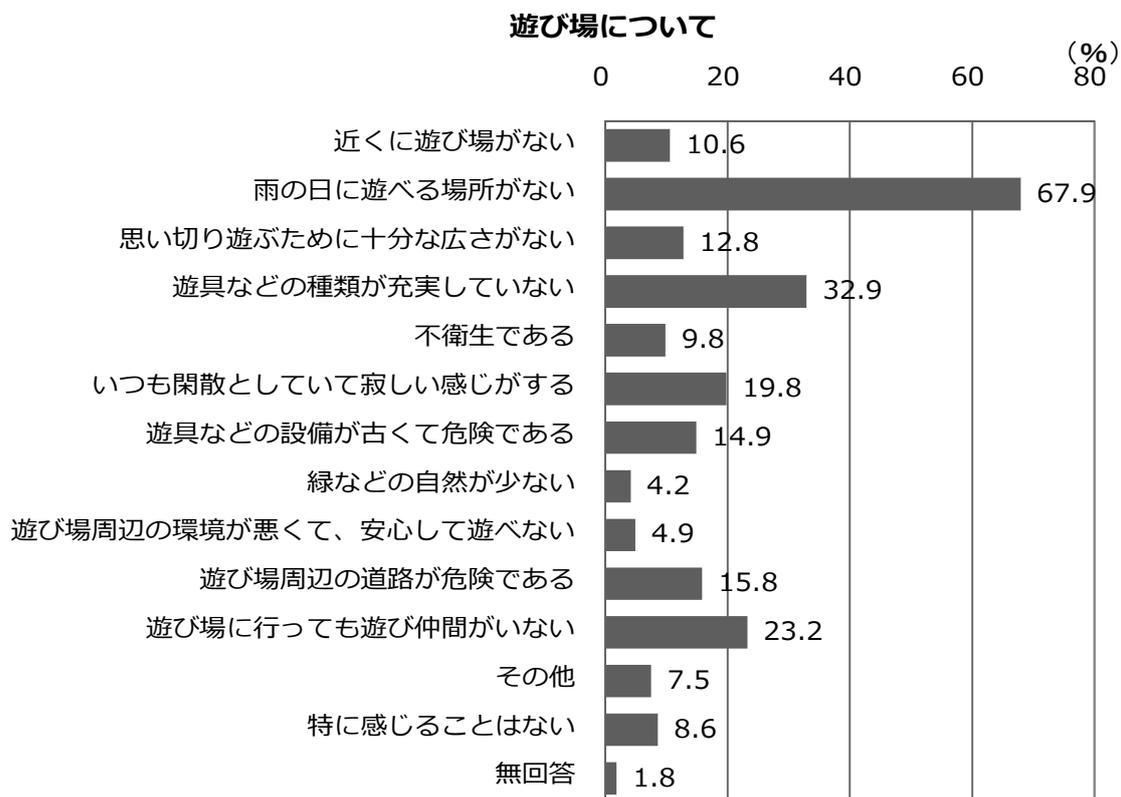


n=814

⑤ 遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」と感じている方が約7割

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が67.9%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が32.9%、「遊び場に行っても遊び仲間がない」が23.2%の順となっています。

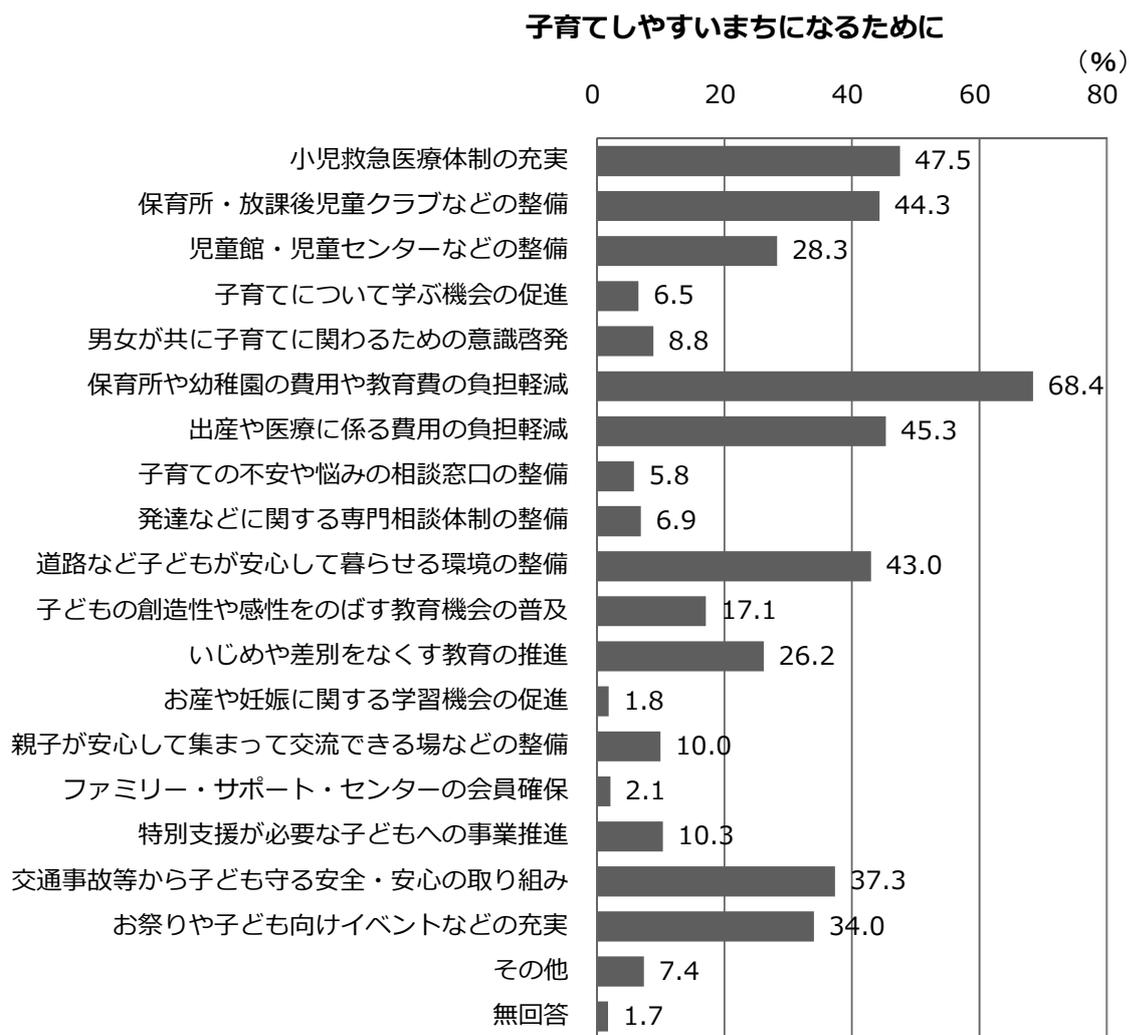


n=814

⑥ 子育てしやすいまちとなるために必要なこと

「保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が約7割

・「保育園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が68.4%で最も多く、次いで、「小児救急医療体制の充実」が47.5%、「出産や医療に係る費用の負担軽減」が45.3%の順となっています。



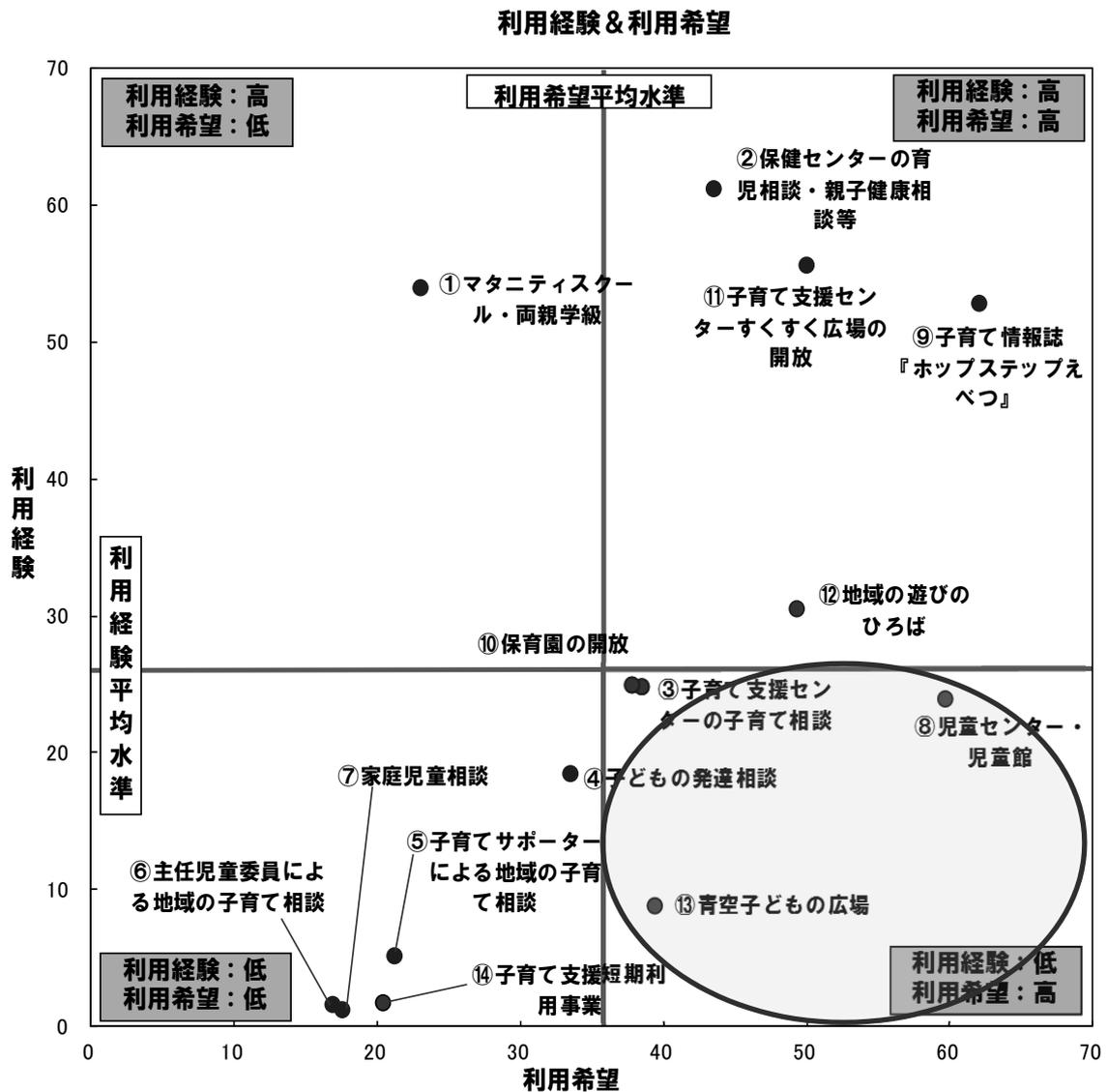
n=814

⑦ 子育て支援事業の利用状況等

利用経験が低く、利用希望が高い事業は、重点的に環境整備

【利用経験と利用希望】

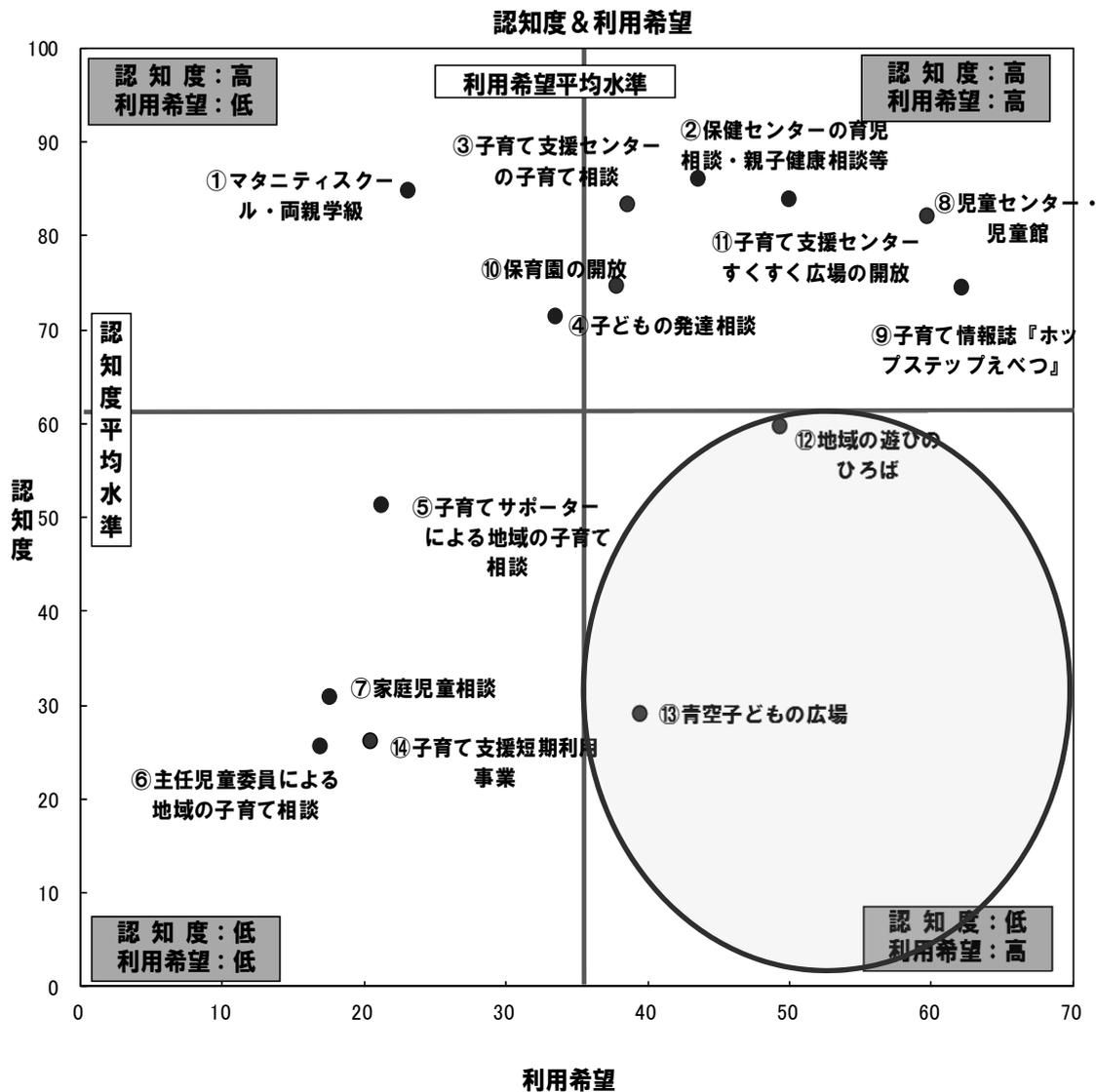
- 利用経験が低く、利用希望が高い事業は、利用が促進するものと考えられるため、利用しやすい環境を整備する必要があります。



【認知度と利用希望】

認知度が低く、利用希望が高い事業は、十分な事業の周知が必要

- ・認知度が低く、利用希望が高い事業は、事業の周知を図ることが必要です。

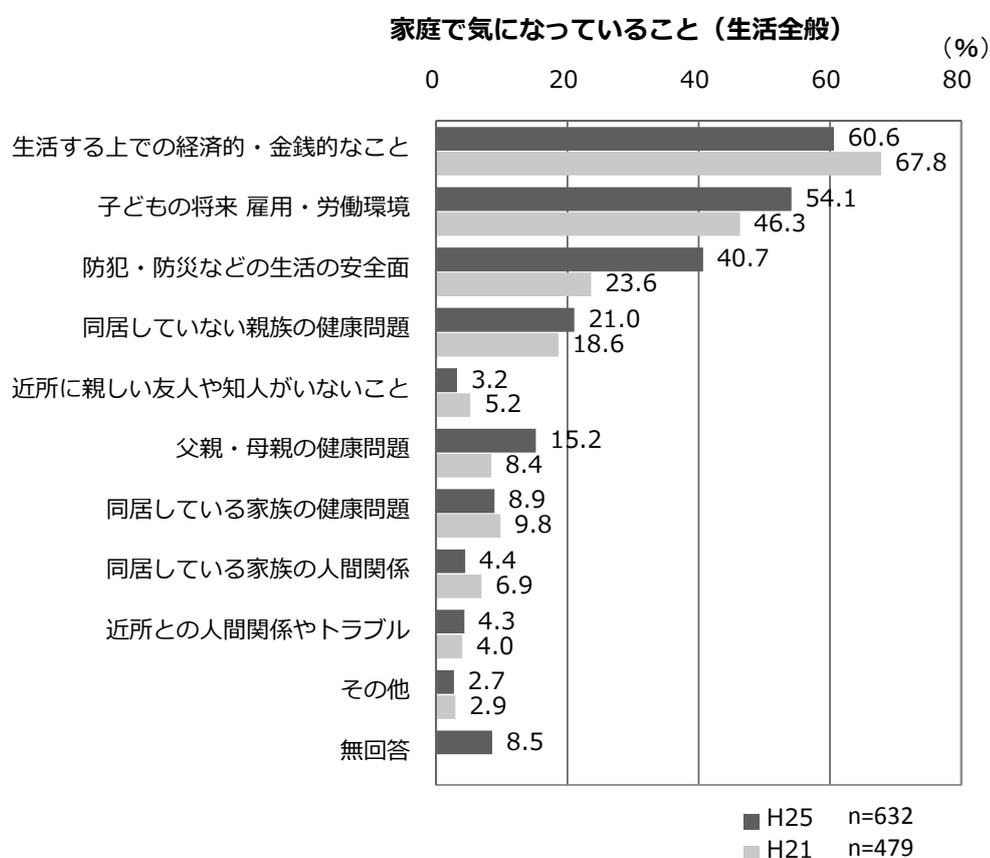


(3) 小学生調査

① 家庭で気になっていること（生活全般）

生活全般では「生活するうえでの経済的・金銭的なこと」を不安視する意見が一番

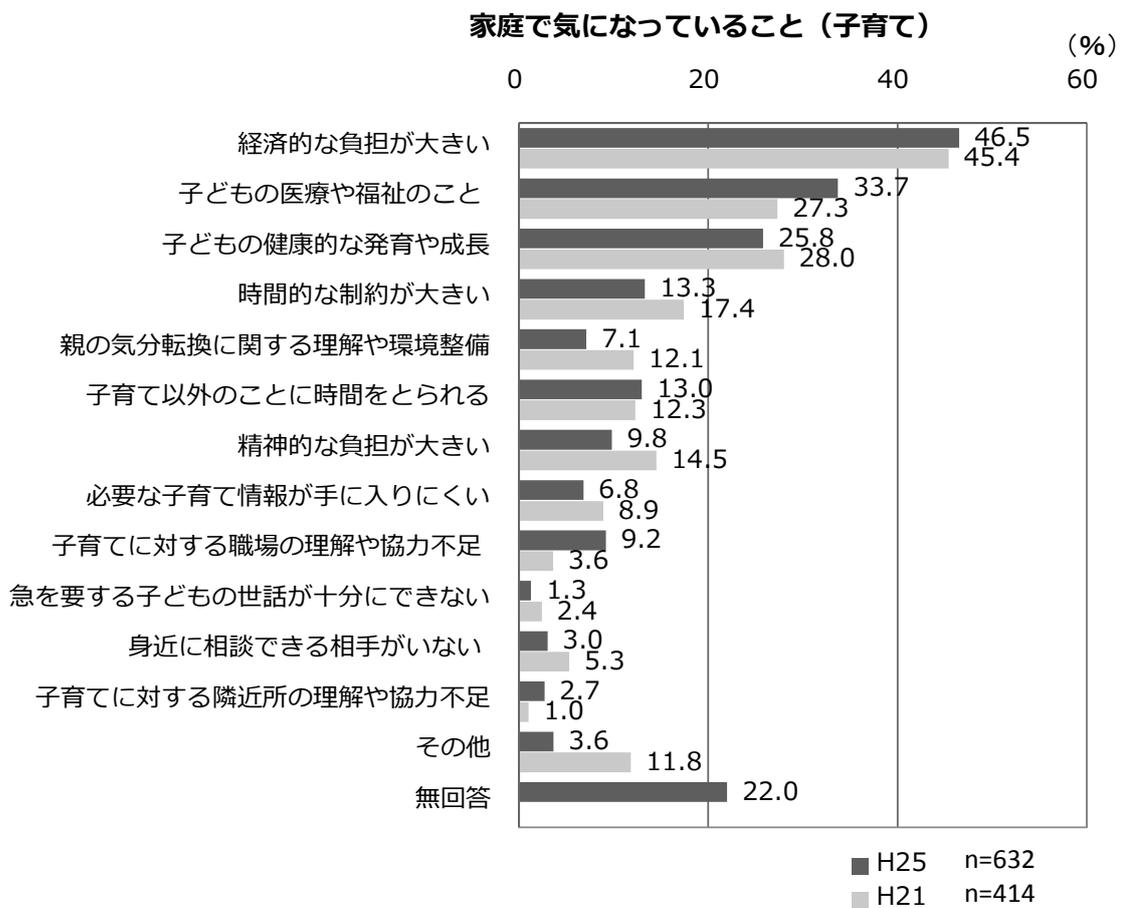
- 生活全般では「生活するうえでの経済的・金銭的なこと」が60.6%で最も多く、次いで「子どもの将来 雇用・労働環境」が54.1%、「防犯・防災などの生活の安全面」が40.7%の順となっています。
- 前回（H21）調査との比較では、就学前調査同様に「防犯・防災などの生活の安全面」が17.1ポイント増加しており、近年の震災などの影響がうかがえます。



② 家庭で気になっていること（子育て）

子育てでは「経済的な負担が大きい」を不安視する意見が一番

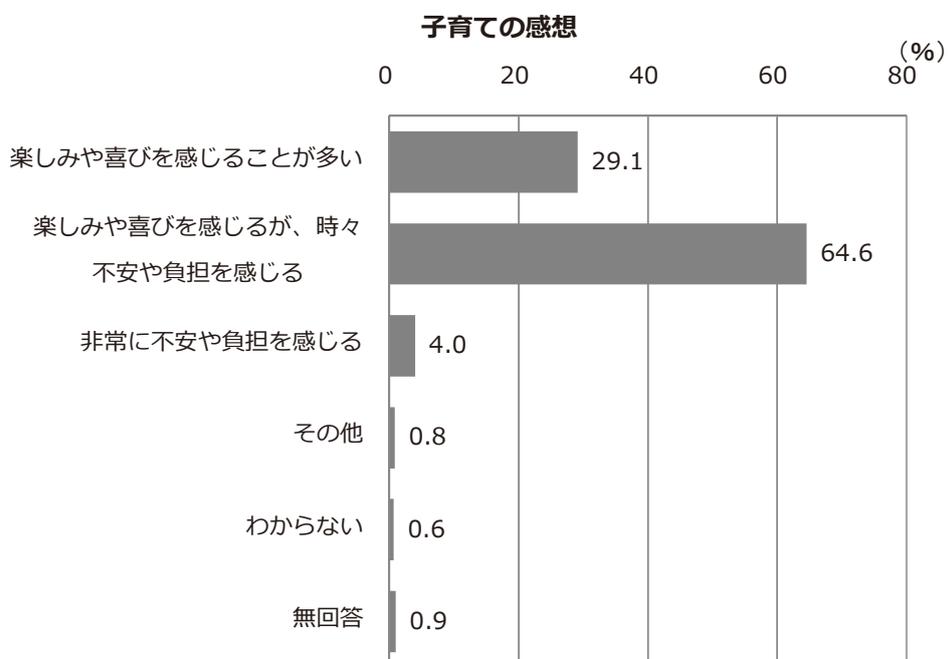
- 子育てに関しては「経済的な負担が大きい」が 46.5%で最も多く、次いで「子どもの医療や福祉のこと」が 33.7%、「子どもの健康的な発育や成長」が 25.8%の順となっています。
- 前回（H21）調査と比較すると、「子どもの医療や福祉のこと」と「子育てに対する職場の理解や協力不足」が5ポイント以上増加している反面、「親の気分転換に関する理解や環境整備」が5ポイント以上減少しています。



③ 子育ての感想

「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が6割以上

- 「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が64.6%で最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じることが多い」が29.1%、「非常に不安や負担を感じる」が4.0%となっています。



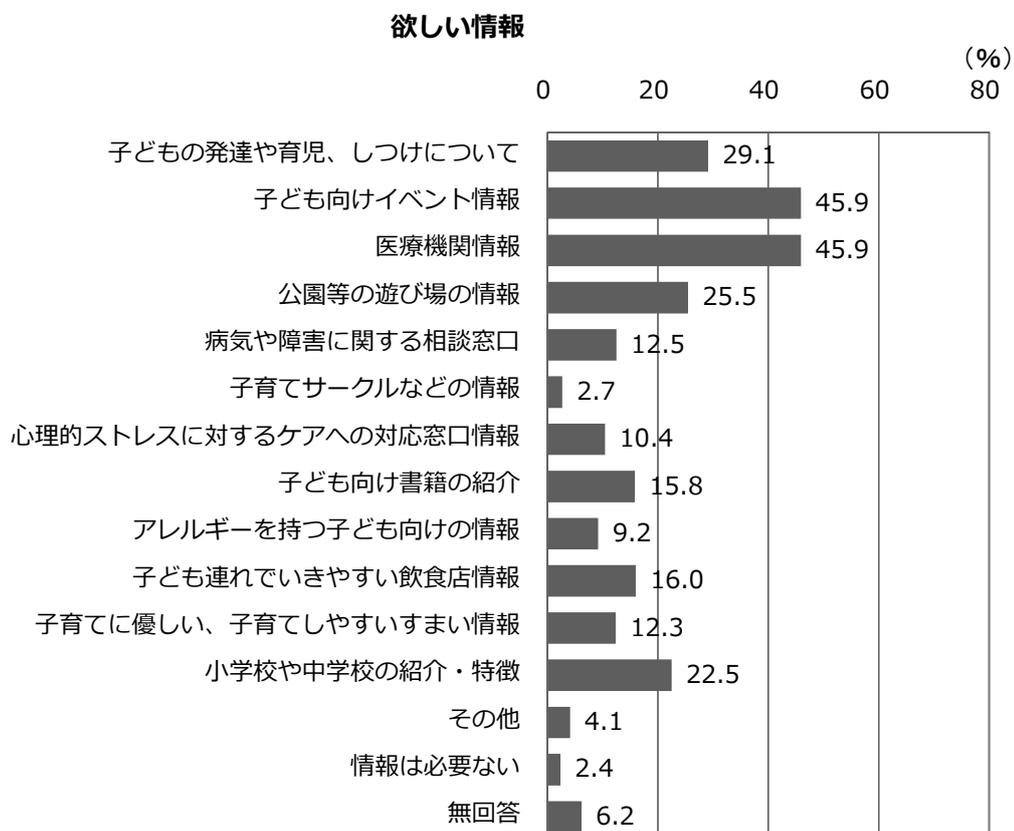
n=632



④ 子育てに関する欲しい情報

「子ども向けイベント情報」と「医療機関情報」を望む意見が多い

・「子ども向けイベント情報」と「医療機関情報」が45.9%で最も多く、次いで「子どもの発達や育児、しつけについて」が29.1%の順となっています。

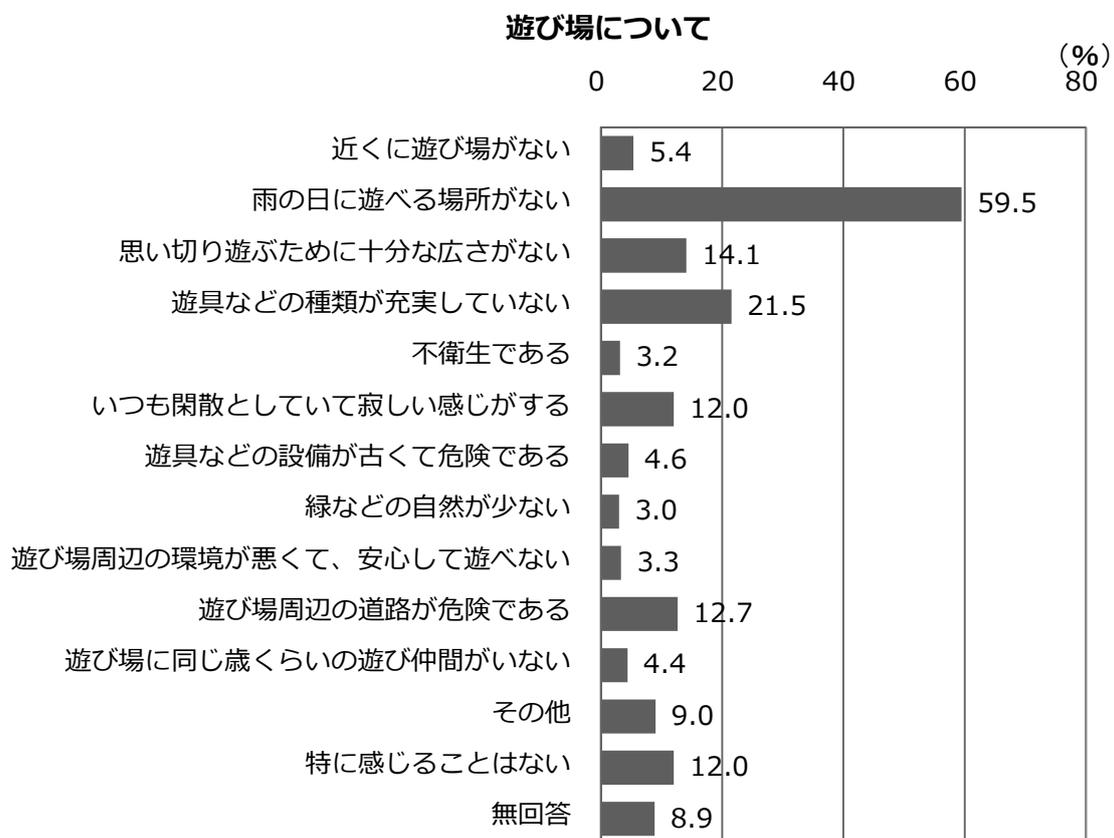


n=632

⑤ 遊び場について

「雨の日に遊べる場所がない」と感じている方が約6割

- ・「雨の日に遊べる場所がない」が59.5%で最も多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が21.5%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が14.1%の順となっています。



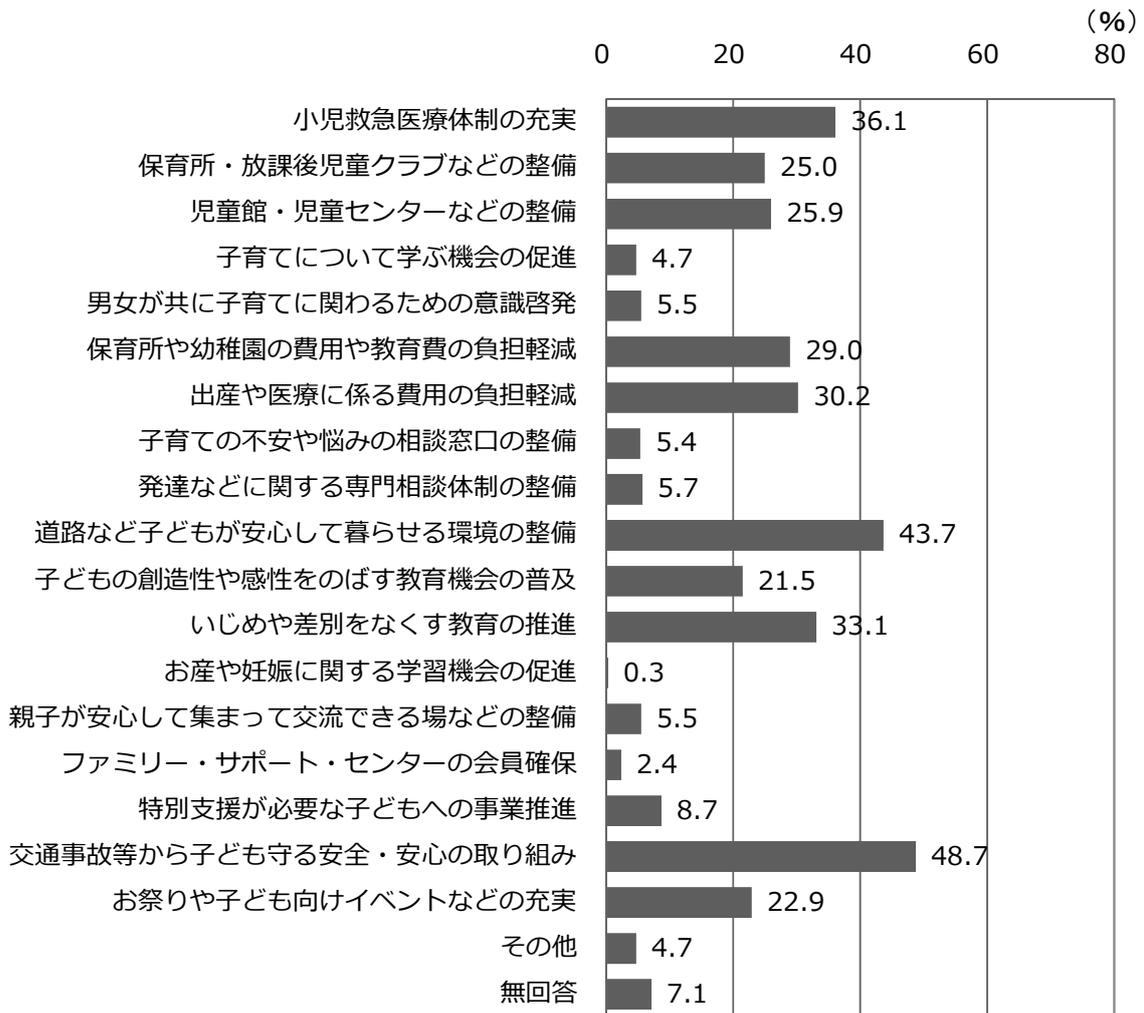
n=632

⑥ 子育てしやすいまちとなるために必要なこと

子育てしやすいまちになるためには「交通事故等から子どもを守る安全・安心の取り組み」を一番重要視

・「交通事故等から子どもを守る安全・安心の取り組み」が 48.7%で最も多く、次いで、「道路など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が 43.7%、「小児救急医療体制の充実」が 36.1%の順となっています。

子育てしやすいまちになるために



n=632

2. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

（1）特定事業の進捗状況評価

特定事業の取り組みの状況については以下のとおりです。

事業	事業概要	現状 (平成20年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標値 (平成26年度)
①通常保育事業 a. 3歳未満児 (認可保育所)	平日における日中(11時間) の保育	定員数	329人	347人	373人	373人	430人
		定員数	661人	662人	667人	667人	660人
b. 3歳以上児 (認可保育所)		定員数	661人	662人	667人	667人	660人
		定員数	661人	662人	667人	667人	660人
②延長保育事業	日中保育終了後の保育(1時間)	設置か所数	11か所	12か所	13か所	13か所	13か所
		年間登録者数	507人	587人	600人	634人	607人
③夜間保育事業	22時頃までの保育(開園時間 は概ね11時間)	設置か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		延べ利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
④トワイライトステイ事業	保護者の夜間勤務や休日勤務 などにより、児童養護施設 などで児童を預かり、生活指 導や夕食の提供を行う	委託か所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		延べ利用者数	0人	0人	1人	0人	0人
⑤休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が仕 事をする場合の保育	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		年間登録者数	33人	37人	35人	36人	32人
⑥病児・病後児保育事業	通園中の子どもが病気時や 病気後の回復期に保育園や 病院などの専用スペースで 預かるもの	設置か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	0か所
		延べ利用者数	0人	0人	1,208人	1,016人	1,179人
⑦放課後児童健全育成事 業	就労などで保護者が留守と なる家庭を主に1年生から3 年生までを保育	設置か所数	19か所	19か所	20か所	20か所	19か所
		入会者数	572人	534人	571人	630人	676人
⑧地域子育て支援拠点事 業(センター型)	子育て相談、子育てサークル の支援、保育サービスの情 報提供などの子育て支援を 行う	設置か所数	3か所	3か所	5か所	5か所	6か所
		設置か所数	3か所	3か所	5か所	5か所	6か所
⑨一時預かり事業	ふだん保育園に入園してい ない子どもで、保護者の急病や 育児疲れの解消などで一時 的に預かるもの	設置か所数	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
		延べ利用日数	6,631日	6,338日	7,948日	7,909日	8,272日
⑩ショートステイ事業	保護者の急病や育児疲れの 解消などのため一時的に児 童養護施設などで預かるもの	委託か所数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		延べ利用者数	3人	6人	18人	5人	6人
⑪ファミリーサポートセン ター事業	子育てを依頼したい人と、子 育てをサポートできる人とが 会員となり、地域で子育てを 支援するもの	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		委託先	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 個別事業の評価

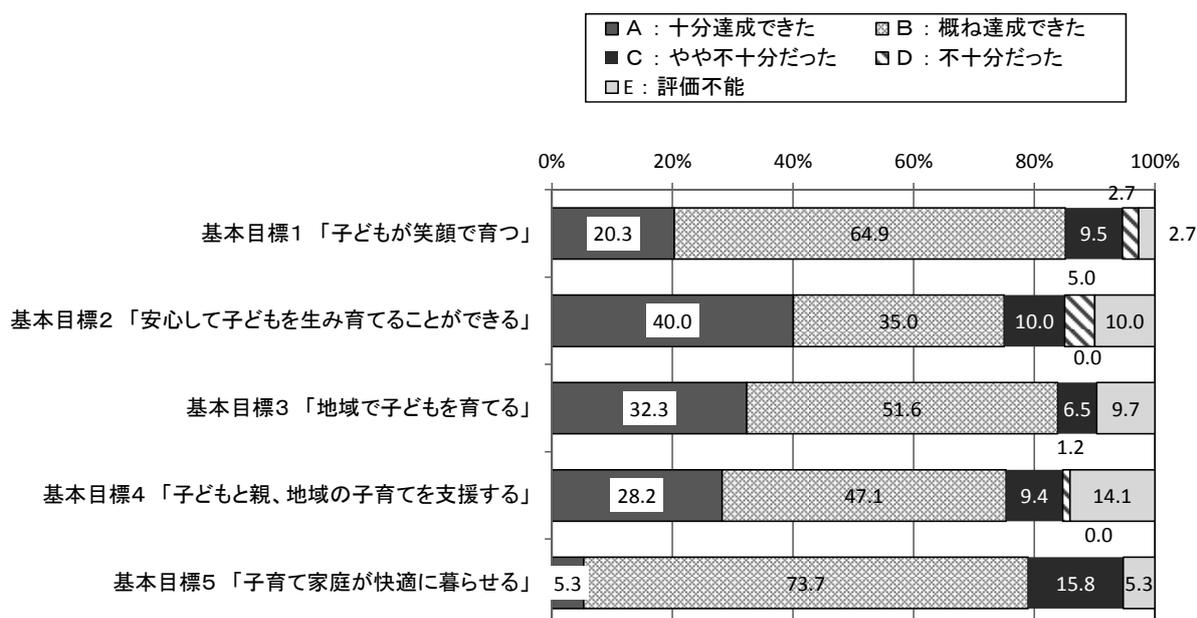
個別事業の取り組みの状況については以下のとおりです。

基本目標	基本施策	事業分野	事業数	評価				
				A	B	C	D	E
基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり								
1 教育環境の充実	(1) 次代の親の育成		5	3	1	1		
	(2) 幼児教育の充実		4		3		1	
	(3) 学校教育の充実		14	2	8	3	1	
	(4) 子どもの活動の場となる環境の整備		26	4	19	2		1
	小計		49	9	31	6	2	1
				(18.4%)	(63.3%)	(12.2%)	(4.1%)	(2.0%)
2 子どもが子どもとして育つ権利の確保	(1) 子どもの権利条約の普及		2		1	1		
	(2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進		2		2			
	小計		4	0	3	1	0	0
				(0.0%)	(75.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3 安全の確保	(1) 交通安全の確保		5	3	2			
	(2) 犯罪被害の防止		5	2	3			
	(3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援		6	1	5			
	小計		16	6	10	0	0	0
				(37.5%)	(62.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
4 思春期対策の充実	(1) 正しい知識の普及啓発		1					1
	(2) 相談体制などの充実		4		4			
	小計		5	0	4	0	0	1
				(0.0%)	(80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.0%)
計			74	15	48	7	2	2
				(20.3%)	(64.9%)	(9.5%)	(2.7%)	(2.7%)
基本目標2 「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり								
1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備	(1) 父親の意識改革		2	1		1		
	(2) 事業主や職場環境の意識改革と環境整備		3	1	1	1		
	(3) 育児休業後の復帰など、安定就労の確保		2		1			1
	(4) 保育の充実		11	4	4	1		2
	小計		18	6	6	3	0	3
				(33.3%)	(33.3%)	(16.7%)	(0.0%)	(16.7%)
2 育児ストレスの軽減	(1) 相談体制の充実		4	2	2			
	(2) 親の休息の確保		5	2	2		1	
	小計		9	4	4	0	1	0
				(44.4%)	(44.4%)	(0.0%)	(11.1%)	(0.0%)
3 親子の健康の確保	(1) 健診などの充実		8	4	3		1	
	(2) 食育の推進		3	2		1		
	(3) 小児医療の充実		2		1			1
	小計		13	6	4	1	1	1
				(46.2%)	(30.8%)	(7.7%)	(7.7%)	(7.7%)
計			40	16	14	4	2	4
				(40.0%)	(35.0%)	(10.0%)	(5.0%)	(10.0%)
基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり								
1 子育て支援ネットワークづくり	(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発		7	3	4			
	(2) 子育てボランティアや団体の育成、支援		11	5	4	1		1
	(3) 相談の場の確保		3	1	2			
	小計		21	9	10	1	0	1
				(42.9%)	(47.6%)	(4.8%)	(0.0%)	(4.8%)
2 子どもの周囲の有害環境対策	(1) 関係団体などとの相互連携			1	1			
	小計		2	1	1	0	0	0
				(50.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
3 子どもを見守る仕組みづくり	(1) 子育てに関する知識と情報の共有		5		2	1		2
	(2) 地域の見まわり活動の推進		3		3			
	小計		8	0	5	1	0	2
				(0.0%)	(62.5%)	(12.5%)	(0.0%)	(25.0%)
計			31	10	16	2	0	3
				(32.3%)	(51.6%)	(6.5%)	(0.0%)	(9.7%)

基本目標	基本施策	事業分野	事業数	評価				
				A	B	C	D	E
基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり								
1 保育サービス等の充実	(1) 多様化する保育ニーズへの対応		17	9	5	1		2
	(2) 幼保の連携		2			1		1
	(3) 子育て支援サービスの充実		13	4	5	2	1	1
	小計		32	13 (40.6%)	10 (31.3%)	4 (12.5%)	1 (3.1%)	4 (12.5%)
2 子どもの居場所づくり	(1) 社会資源の活用		20	2	15	3		
	小計		20	2 (10.0%)	15 (75.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 より支援が必要な家庭への配慮	(1) ひとり親世帯への支援		7		4	1		2
	(2) 障がい児施策の充実		17	7	6			4
	(3) 児童虐待及びDV防止体制の充実		3	2	1			
	(4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望		6		4			2
小計		33	9 (27.3%)	15 (45.5%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	8 (24.2%)	
計		85	24 (28.2%)	40 (47.1%)	8 (9.4%)	1 (1.2%)	12 (14.1%)	
基本目標5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり								
1 子育てしやすい住環境の整備	(1) 公民協働による住環境の整備		5	1	4			
	小計		5	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 公共施設の整備	(1) 公共空間のバリアフリー化などの推進		14	0	10	3		1
	小計		14	0 (0.0%)	10 (71.4%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)
計		19	1 (5.3%)	14 (73.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	
総計 (割合)		249	66 (26.5%)	132 (53.0%)	24 (9.6%)	5 (2.0%)	22 (8.8%)	

次世代育成支援行動計画（後期計画）に位置づけた子育て支援事業（249 事業）の実施状況について評価を行った結果、平成 25 年度末時点では、「十分達成できた（評価A）」の割合が 26.5%、「概ね達成できた（評価B）」の割合が 53.0%となっており、合わせると 79.5%が目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

基本目標別では、『基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり』分野での進捗状況が高くなっています。



3. 江別市子ども・子育て会議

(1) 江別市子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 34 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、江別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する委員をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 江別市子ども・子育て会議委員名簿

(50音順：敬称略)

	所属団体等	氏 名	備 考
1	北翔大学	浅尾 秀樹	
2	江別市小中学校長会	加賀谷 隆	
3	江別青年会議所	後藤 一樹	
4	江別市民間社会福祉施設連絡協議会 (~H26.3)	佐藤 泉明	副会長
	江別市民間社会福祉施設連絡協議会(H26.4~)	山崎 道彦	副会長
5	江別市民生委員児童委員連絡協議会	須田 寿美江	
6	市民公募	辻 麻紀	
7	札幌学院大学	土渕 美知子	会長
8	江別市こども会育成連絡協議会	洞野 博文	
9	江別市PTA 連合会	林 大輔	
10	市民公募	古野 幸子	
11	江別市私立幼稚園 PTA 連合会	丸山 冴子	
12	NPO法人江別手をつなぐ育成会	宮下 久子	
13	市民公募	山下 丈幸	
14	江別市私立幼稚園連合会	吉田 達臣	
15	えべつ保育園連合父母の会	吉田 真弓	

※任期：平成25年11月1日～平成27年10月30日

(3) 計画策定の経緯

年月日		議 事
平成 25 年 度	平成 25 年 11 月 14 日	第 1 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 「子ども・子育て支援新制度」について (2) 「江別市子ども・子育て会議」について 協議事項 (1) ニーズ調査票（案）について (2) 第 2 回江別市子ども・子育て会議について その他
	平成 25 年 12 月 2 日～16 日	ニーズ調査の実施
	平成 26 年 3 月 20 日	第 2 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 江別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（素案）について (2) 国の子ども・子育て会議等検討状況について
平成 26 年 度	平成 26 年 4 月 24 日	第 3 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 新制度開始に向けた条例の制定予定について 協議事項 (1) 江別市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について (2) 教育・保育提供区域の設定について
	平成 26 年 5 月 29 日	第 4 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 (1) 江別市の地域子育て支援事業について (2) 江別市の子ども・子育てを取り巻く状況について (3) 江別市が条例で定める各基準のパブリックコメントの実施について (4) 江別市次世代育成支援行動計画（後期計画）の取り組み状況について
	平成 26 年 6 月 26 日	第 5 回江別市子ども・子育て会議 協議事項 量の見込みについて
	平成 26 年 7 月 24 日	第 6 回江別市子ども・子育て会議 報告事項 パブリックコメント実施結果 協議事項 量の見込みに対する提供体制（案）
	平成 26 年 10 月 9 日	第 7 回江別市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業計画施策体系案について ②放課後児童健全育成事業の状況について ③教育・保育に係る利用者負担の考え方について ④保育の認定等について
	平成 26 年 11 月 20 日	第 8 回江別市子ども・子育て会議

	<ul style="list-style-type: none"> ①教育・保育の提供体制について ②子ども・子育て支援事業計画書（10月までまとめ）について
平成26年12月25日	<p>第9回江別市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）について
平成27年1月5日～2月4日	パブリックコメントの実施
平成27年2月13日	<p>第10回江別市子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（仮称）子ども・子育て支援事業計画書（素案）のパブリックコメントの結果について ②教育・保育施設等の利用者負担について ③条例の制定について ④教育・保育施設等及び利用定員数の確認について
平成27年3月20日	<p>第11回江別市子ども子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 江別市子ども・子育て支援事業計画書(案) ② 家庭的保育事業等の認可・利用定員数の確認について



4. 用語説明

【あ行】

■育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）になるまで、休業できる制度のこと。休業のほか働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限の制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

■NPO（民間非営利組織：Non-Profit Organization）・NPO法人

NPOとは、ボランティア活動や営利を目的としない各種の公益活動、市民活動を行う組織・団体のことをいい、そのうち特定非営利活動促進法に基づき認証された「特定非営利活動法人」を通称でNPO法人という。

【か行】

■家庭児童相談員

子どものしつけ・言葉の遅れ・成長発達・心身の問題・非行・いじめ・不登校など、18歳未満の子どもの問題について相談を受ける職員。

■家庭児童対策協議会

虐待及び暴力を受けている要保護児童(虐待及び暴力を受ける可能性のある児童も含む)並びに配偶者に対して関係機関・団体がネットワークを組み、共通の認識をもちながら連携するために設置された会議。虐待等の要保護児童の情報を収集し、発生予防、早期発見、早期対応を行う。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

■子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」といい、満 18 歳未満の者をいう。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタート。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

【さ行】

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■若年就労者

15～34 歳までの労働者のこと。

■就学前児童（子ども）

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

■小規模保育

0歳から2歳までの少人数(定員6人～19人)の子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、行われる保育事業。(関連用語：地域型保育事業)

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

■生産年齢人口

15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

【た行】

■待機児童

認可保育園への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童のうち、国の定義に基づき、一時預かり事業などの利用者及び入園可能な保育園があるにもかかわらず、私的事由により入所しない者を除いた児童の数。

■男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。

■地域型保育事業

おおむね 19 人以下の少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育事業をいい、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育がある。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼稚園、保育園、認定子ども園のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■DV：ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

【な行】

■認定こども園

保育園および幼稚園における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。3歳以上の場合、親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

【は行】

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、保護者の就労状況などの客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

■保育園

子どもの保護者が、就労などの理由により、日中家庭で子どもを保育できない場合、保護者の申し込みを受けて保育する施設。

【や行】

■幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

【ら行】

■労働人口

生産年齢人口（15～64 歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。



江別市子ども・子育て支援事業計画

えべつ・安心子育てプラン

平成27年3月

発行 江別市

編集 江別市健康福祉部 子育て支援室

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL 011-382-4141 FAX 011-381-1070

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>